

北広島市 第5期地域福祉計画

【 素 案 】

北 広 島 市

目 次

第1章 計画の構成

1 計画策定の趣旨	1
(1) 策定趣旨	1
(2) 地域福祉計画策定に係る国の動向	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 関連計画・地域福祉実践計画との連携	3
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	5
(1) 保健福祉計画検討委員会の設置	5
(2) 庁内関係部局・北広島市社会福祉協議会との連携	5
(3) アンケート調査の実施	5
(4) 市民からの意見募集(パブリックコメント)の実施	6

第2章 地域福祉の現状と課題

1 地域特性	7
(1) 人口、世帯数	7
(2) 地区別の人口動向と高齢化	11
(3) 要支援・要介護者の動向	12
(4) 障がい者の動向	14
(5) 生活保護受給者の動向	16
(6) 市民活動の状況	17
2 アンケート調査	18
(1) アンケート調査の概要	18
(2) 回答者の属性	19
(3) 生活状況について	20
(4) 地域活動について	22
(5) ボランティア活動について	24
(6) 地域福祉に対する考え方について	26
(7) 災害時の助け合いについて	29
3 地域福祉の課題と計画の方向性	32
(1) 前計画の評価と課題、今後の方針	32
(2) アンケート等から導かれる課題	38

第3章 地域福祉の推進

1 基本理念・基本目標	39
(1) 基本理念	39
(2) 基本目標	40
2 施策体系	41
【基本目標1 地域で支える仕組みづくり】	42
基本施策1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実	42
基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進	44
基本施策3 保健、福祉、医療との垣根のない連携	49
【基本目標2 地域で活躍する人づくり】	50
基本施策4 福祉の担い手の確保	50
基本施策5 地域活動を支援する体制の充実	52
基本施策6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり	53
【基本目標3 地域福祉を推進するまちづくり】	55
基本施策7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進	55
基本施策8 地域で安心して暮らせる環境づくり	56
基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化	57
基本施策10 災害時に支援が必要な人の支援体制の充実	58
3 推進体制	60
(1) 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割	60
(2) 計画の進行管理と評価	61

第1章 計画の構成

1 計画策定の趣旨

(1) 策定趣旨

地域福祉計画とは、地域の視点から高齢者、障がい者、子どもなどの対象者に関する分野別計画に共通する理念、方針および取組等を明示し、市民・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域福祉を推進するために策定します。

本市では、平成27年に「第4期北広島市地域福祉計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、市民や企業など自らが地域の福祉に関する課題に気づき、協働を図りながら問題解決していく“地域力”を育て、広げることで住みよい地域社会をつくるため取組を推進してきました。

少子高齢化や人口減少の進展、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。これにより、既存のサービスでは対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えてくる中で、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、保健・福祉分野を問わず、さまざまな主体が協力して解決する力を高めていくことが必要となります。

これらの状況を踏まえて、令和2年度をもって終了する前計画を継承し、社会福祉法等の改正に留意しながら「第5期北広島市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、上位計画である「北広島市総合計画」において「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすまちづくりを推進するための視点である SDGsの考え方をふまえ、障がい者、高齢者、子どもなど制度や分野の枠を超えて、複合的な課題に対し包括的に取り組む「地域共生社会」をめざした計画として策定しました。

(2) 地域福祉計画策定に係る国の動向

多様化する地域生活の課題に対し、さまざまな法改正が行われています。

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（平成25年）による災害対策基本法の一部改正、「生活困窮者自立支援法」（平成25年）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年）の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平

成25年)、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年)の施行、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施等、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変化しています。

「地域共生社会」の実現に向け、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年)に関連して「社会福祉法」が改正され、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、制度の狭間の問題等、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざす等の方向性が示されました。

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」では、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策についてとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のため「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

これを受け、高齢者の生活支援を目的とした「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、子どもや障がいのある方も含めた地域生活課題を抱える全ての人々に対して、包括的な支援体制の整備が必要です。

【社会福祉法】：「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項

- ◎地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項《新規》
 - ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ◎包括的な支援体制の整備に関する事項《新規》

【主な国際動き】

平成25年	<ul style="list-style-type: none">・災害対策基本法の一部改正（法律第54号）・生活困窮者自立支援法の成立（法律第105号）・子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立（法律第64号）・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（法律第65号）
平成28年	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（法律第29号）・ニッポン一億総活躍プラン「地域共生社会」の実現の閣議決定
平成29年	<ul style="list-style-type: none">・「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立（法律第52号）
平成30年	<ul style="list-style-type: none">・「改正社会福祉法」の施行
令和2年	<ul style="list-style-type: none">・「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」の創設

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置づけられています。

北広島市では「北広島市総合計画（第6次）（令和3年度～令和12年度）」を上位計画とし、地域福祉を推進する個別計画の一つとして定めます。

地域福祉計画は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの個別分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置づけられています。

「北広島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「北広島市障がい支援計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）」、「北広島市健康づくり計画」、「北広島市子ども・子育て支援プラン」と調和を図るものとします。

また、北広島市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定する「地域福祉実践計画」および北海道が策定する「北海道地域福祉支援計画」とも相互に連携して展開される計画とします。

なお、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」および「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含し、一体的な支援体制を築くものです。

(2) 関連計画・地域福祉実践計画との連携



3 計画期間

本計画は、令和3年度から8年度までの6か年とし、必要に応じて見直しを行います。他の関連計画と合わせ、計画期間を下図に示します。

■計画期間

計画	年度	平成						令和											
		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8						
地域福祉計画		第4期(H27～R2)						第5期(R3～R8)											
高齢者保健 福祉計画		(H27～29)				(H30～R2)		(R3～R5)		(R6～R8)									
介護保険事業 計画		第6期(H27～29)			第7期(H29～R2)			第8期(R3～R5)			第9期(R6～R8)								
障がい者福祉 計画		(H27～29)			(H30～R2)			(R3～R5)			(R6～R8)								
障がい福祉計画		第4期(H27～29)			第5期(H30～R2)			第6期(R3～R5)			第7期(R6～R8)								
障がい児福祉 計画					第1期(H30～R2)			第2期(R3～R5)			第3期(R6～R8)								
健康づくり計画		第4次(H27～R2)						第5次(R3～R8)											
子ども・子育て 支援プラン		(H27～R元)						(R2～R6)											
地域福祉実践計画 (北広島市社会福祉協議会)		第6期(H27～R2)						第7期(R3～R8)											

4 計画の策定体制

（1）保健福祉計画検討委員会の設置

地域福祉計画は、地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、計画づくりを進めるために、市民参加による意見反映が必要なことから、福祉、医療関係、ボランティア、学識経験者、公募による市民代表などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制をとりました。

また、計画の効率的な策定を図るため、地域福祉部会、高齢福祉部会、障がい福祉部会の各部会を設置しました。

なお、「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進捗状況を評価・検証し、市としての進行管理を行っていきます。

（2）庁内関係部局・北広島市社会福祉協議会との連携

庁内関係部局との連携については、関連する施策の実績評価・課題の整理を行い、計画の内容等について、横断的に意見調整を行いながら計画に反映しました。

また、社会福祉協議会と協議を行い、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と整合性がある計画となるよう留意しました。

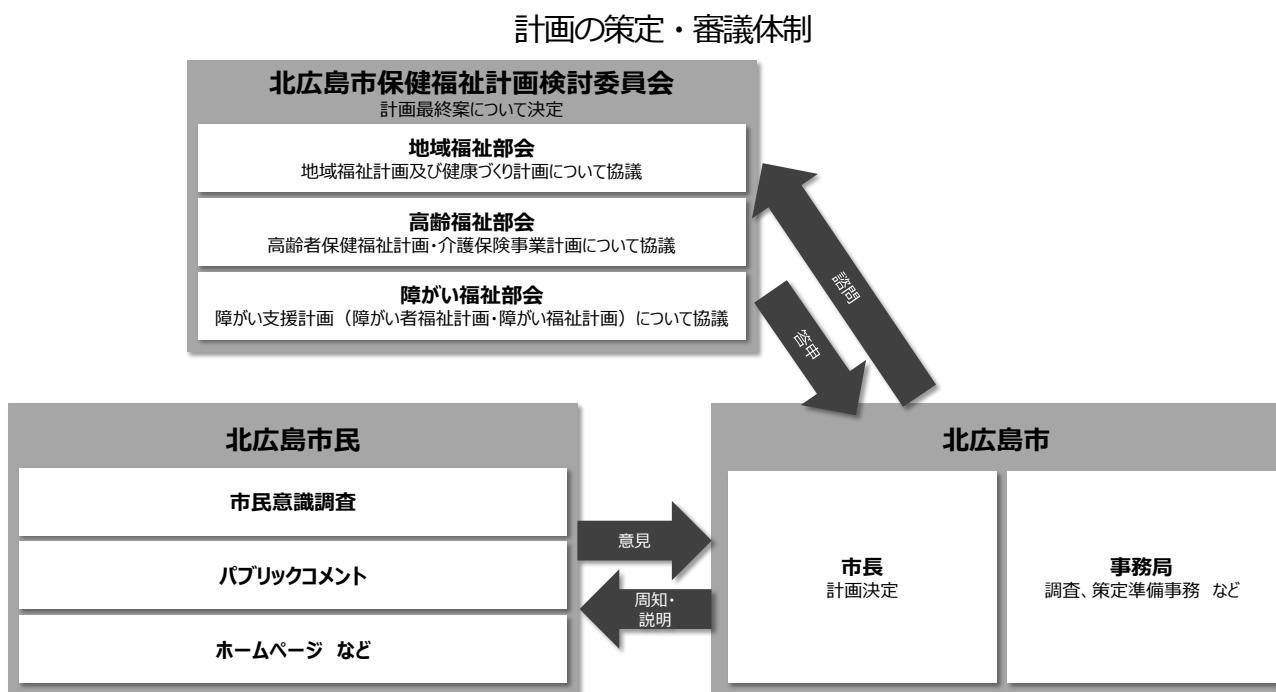
（3）アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、市民の福祉ニーズや生活実態の把握に向け、地域福祉計画に関するアンケート調査を行いました。（概要は18ページ掲載）

(4) 市民からの意見募集(パブリックコメント)の実施

本計画の策定にあたり市民参加条例に基づき、計画の内容を広く市民に公表して、市民から意見等を計画に反映するため、素案を公表しパブリックコメントを実施しました。

- ・実施期間 令和3年1月4日から令和3年2月2日まで



第2章 地域福祉の現状と課題

1 地域特性

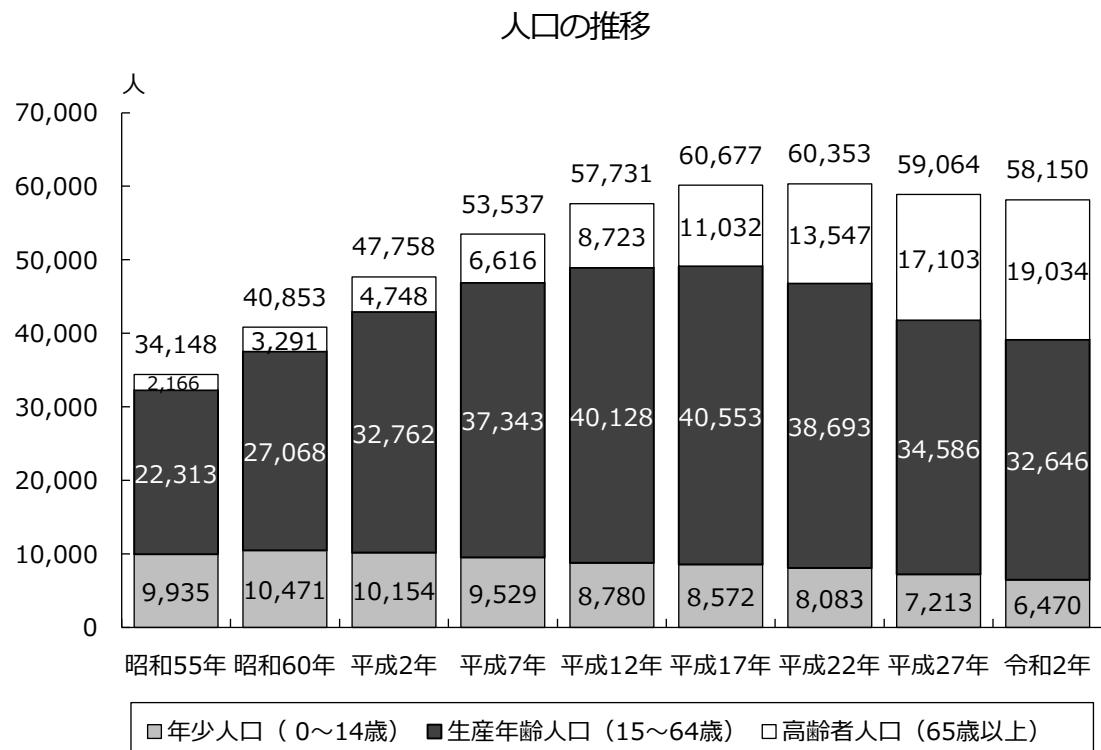
(1) 人口、世帯数

① 人口の動向

本市の人口は、住民基本台帳（令和2年9月30日現在）によると58,150人で、そのうち年少人口は6,470人、生産年齢人口は32,646人、高齢者人口は19,034人です。

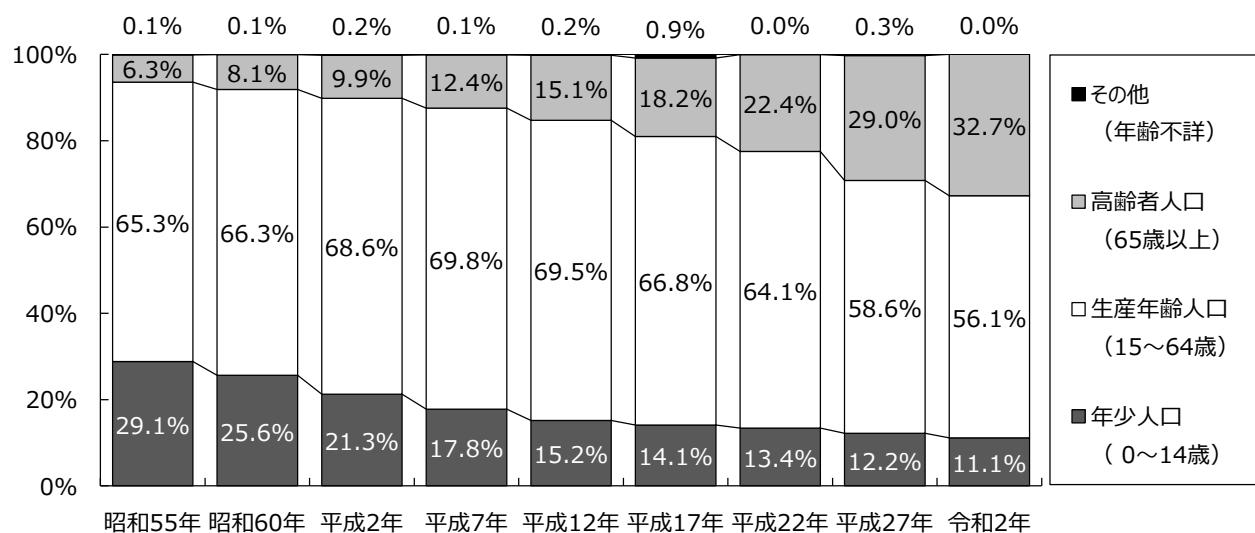
国勢調査の過去の人口推移と合わせて見ると、平成17年の60,677人をピークに人口が減少しています。

年齢別人口割合は、高齢者人口が年々増加する一方、年少人口が年々減少し、令和2年（9月30日現在）には、年少人口は11.1%、生産年齢人口は56.1%、高齢者人口は32.7%となりました。



資料：平成27年まで国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は9月30日現在の住民基本台帳（外国人を含む）

年齢別人口割合の推移



資料：平成27年まで国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は9月30日現在の住民基本台帳（外国人を含む）

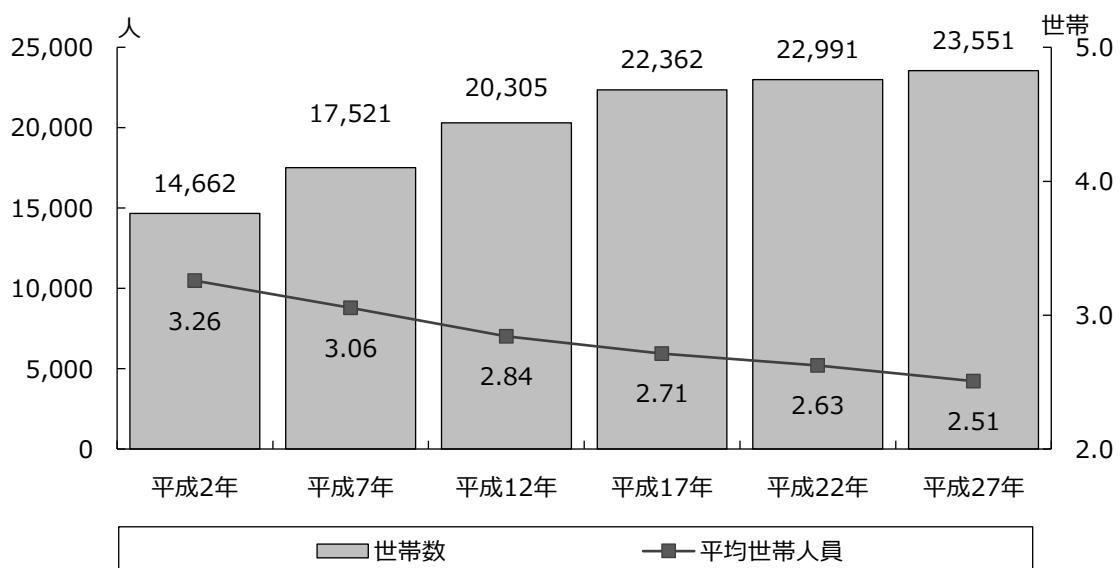
注：数値について、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までを表記しており、百分率の合計が100%にならないところがあります。

② 世帯の動向

人口が減少していますが、世帯数は増加しています。

平均世帯人員は、年々減少しており、核家族化や高齢化による単身世帯の増加等がうかがえます。

世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 高齢者の動向

65歳以上の高齢者は、住民基本台帳（令和2年9月30日現在）で19,034人（高齢化率32.7%）となっており、高齢化率が上昇しています。

世帯主が65歳以上の単独世帯は、平成22年は1,825世帯でしたが、平成27年には2,467世帯（1.35倍）となっています。

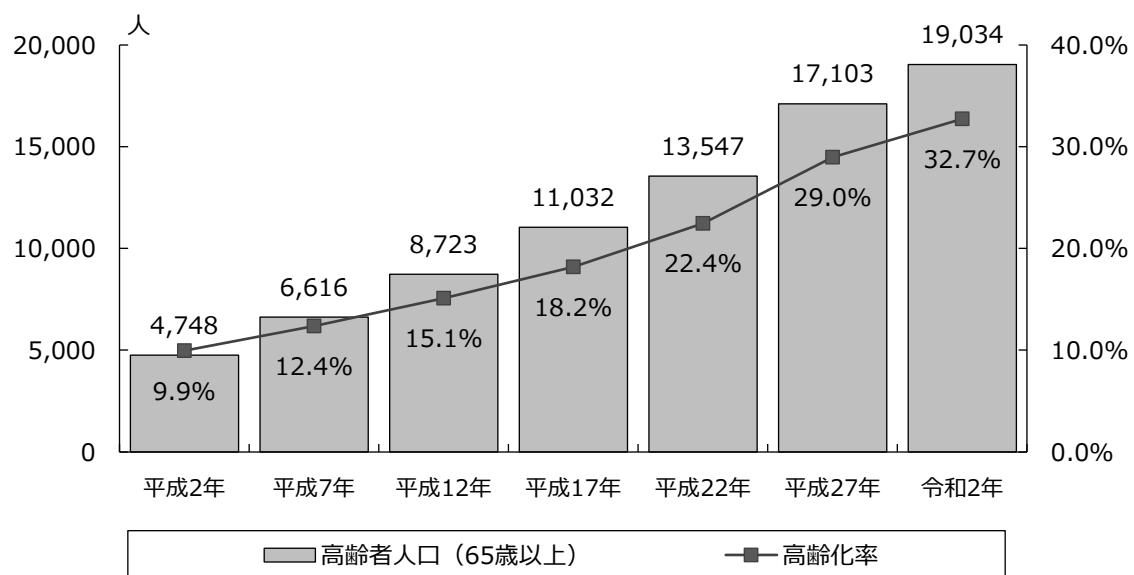
75歳以上に限ってみると、単独世帯は978世帯から1,383世帯（1.41倍）へと増加しています。

単独世帯は、「65歳以上」に比較して「75歳以上」で大幅に増加していることがうかがえます。

本市における急速な高齢化の進行により、今後ますます支援を必要とする人々の増加が予想されます。

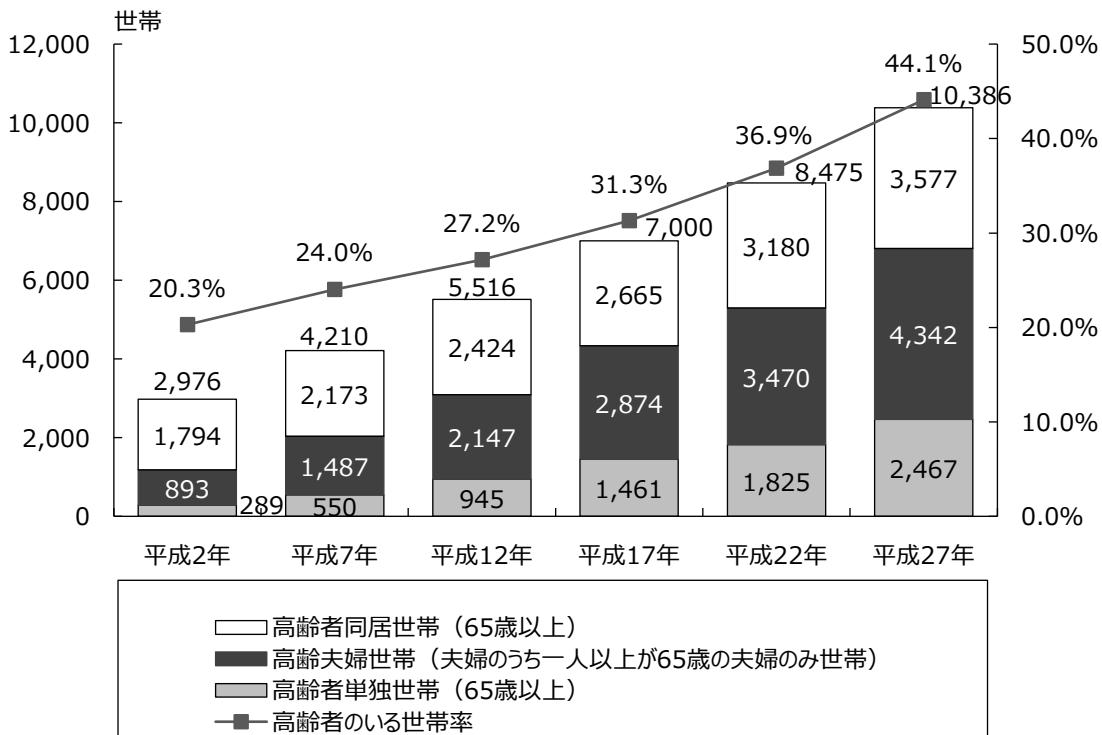
また、高齢者世帯のうち単独世帯は、家族など身近な支援が困難となることが予想されることから、公的支援とともに、地域での見守りや支援がより一層必要となると思われます。

高齢者人口の推移



資料：平成27年まで国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は9月30日現在の住民基本台帳（外国人を含む）

高齢者世帯の推移



資料：国勢調査

高齢者単独世帯・高齢夫婦世帯・高齢者同居世帯の推移

	高齢者 単独世帯 (65歳以上)	高齢者がいる 夫婦のみの世帯	高齢者 同居世帯 (65歳以上)	高齢者のいる 世帯計		総世帯数
				高齢者のいる 世帯率		
平成2年	289	893	1,794	2,976	20.3%	14,662
平成7年	550	1,487	2,173	4,210	24.0%	17,521
平成12年	945	2,147	2,424	5,516	27.2%	20,305
平成17年	1,461	2,874	2,665	7,000	31.3%	22,362
平成22年	1,825	3,470	3,180	8,475	36.9%	22,991
平成27年	2,467	4,342	3,577	10,386	44.3%	23,551

資料：国勢調査

高齢者単独世帯 = 65歳以上の単身世帯

高齢者がいる夫婦のみの世帯 = 夫婦のうち一人以上が65歳の夫婦のみ世帯

高齢者同居世帯 = 65歳以上の親族と同居している世帯（高齢者夫婦のみの世帯を除く）

高齢者のいる世帯計 = 65歳以上のいる一般世帯

世帯主年齢階層別の世帯数（単独世帯）

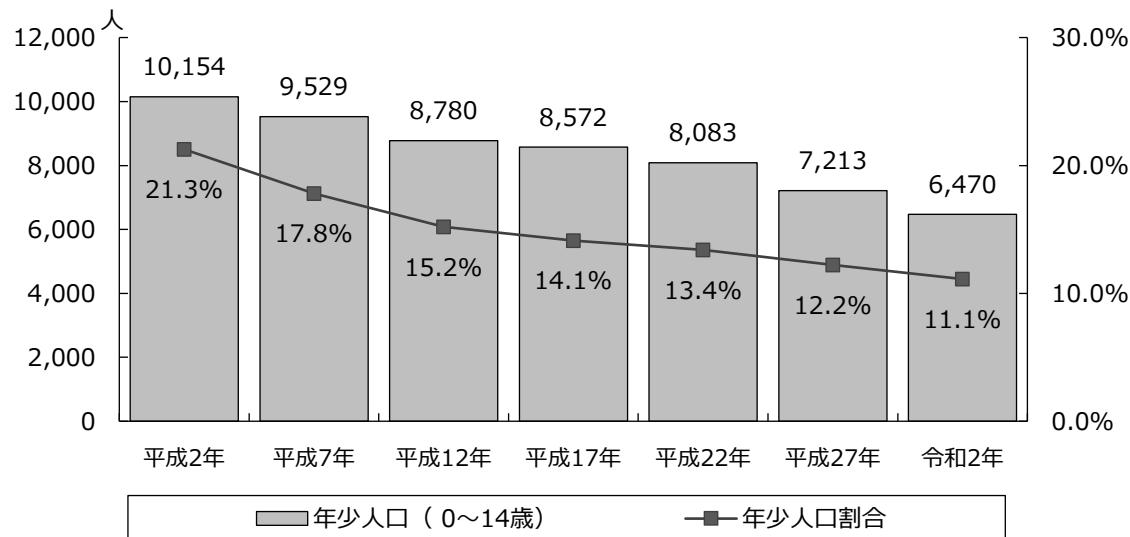
	総数	20歳 未満	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	不詳	65歳 以上	75歳 以上
平成12年	3,390	259	775	345	319	496	520	514	162	-	945	399
平成17年	4,031	212	691	429	354	562	682	719	382	-	1,461	731
平成22年	4,675	139	668	476	469	641	840	835	577	30	1,825	978
平成27年	5,512	109	612	445	587	703	1,088	1,007	877	84	2,467	1,383

資料：国勢調査

④ 子どもの動向

年少人口（14歳以下）は、住民基本台帳（令和2年9月30日現在）で6,470人（年少人口割合11.2%）となっており、年少人口の減少傾向が続いています。

年少人口（0～14歳）の推移



資料：平成27年まで国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は9月30日現在の住民基本台帳（外国人を含む）

（2）地区別の人団の動向と高齢化

人口動向は、市全体としては、人口が減少しています。

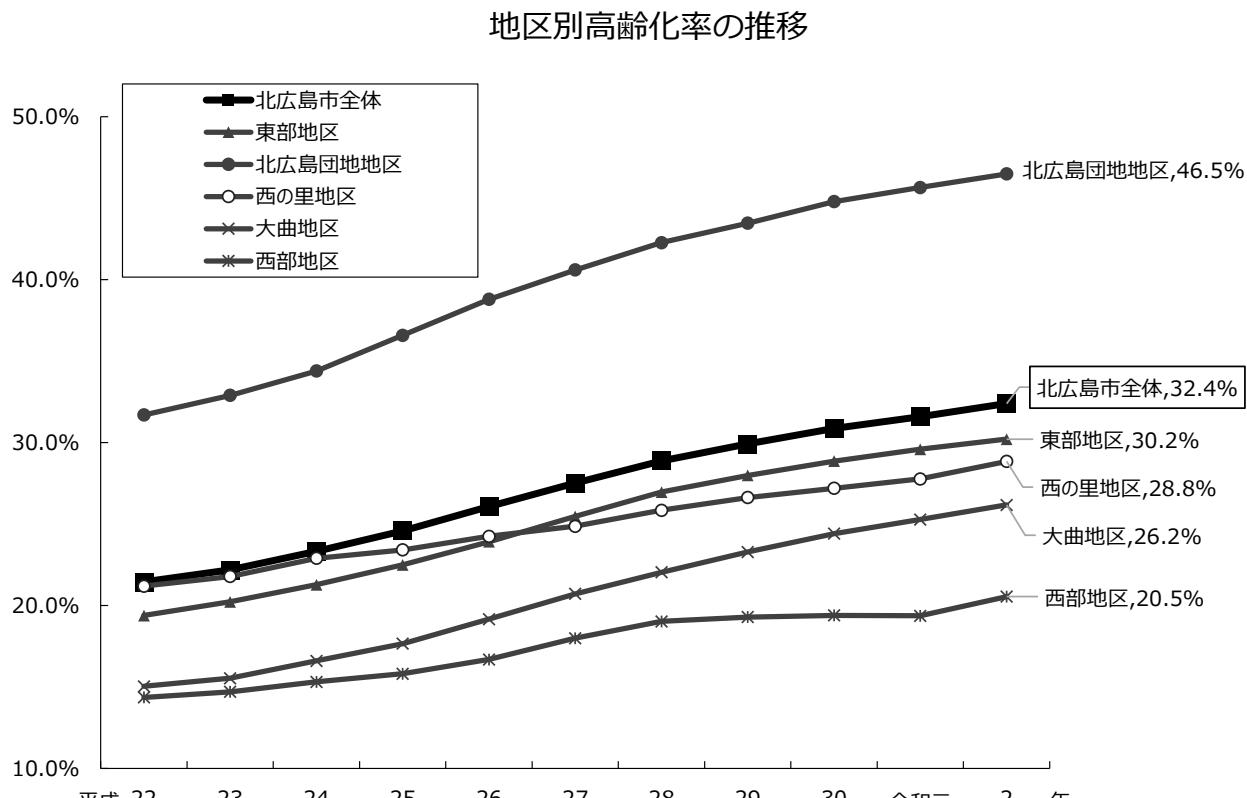
地区別の人団は、大曲地区が地区の中でも最も多く、一方、世帯数は東部地区が最も多いです。

地区別人口・世帯数の推移

	平成12年			平成17年			平成22年		
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員
総数	57,731	20,305	2.84	60,677	22,362	2.71	60,353	22,991	2.63
東部地区	14,745	5,569	2.65	15,643	6,150	2.54	15,957	6,407	2.49
北広島団地地区	18,527	6,889	2.69	17,646	7,009	2.52	16,238	6,773	2.40
西の里地区	5,698	1,865	3.06	6,661	2,270	2.93	6,751	2,365	2.85
大曲地区	15,599	5,042	3.09	16,968	5,791	2.93	17,008	6,095	2.79
西部地区	3,162	940	3.36	3,759	1,142	3.29	4,399	1,351	3.26
	平成27年			令和2年9月30日現在					
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員
総数	59,064	23,551	2.51	58,150	27,931	2.08			
東部地区	15,862	6,572	2.41	15,710	7,890	1.99			
北広島団地地区	15,091	6,652	2.27	14,901	7,573	1.97			
西の里地区	6,955	2,520	2.76	6,607	3,001	2.20			
大曲地区	16,921	6,422	2.63	16,971	7,785	2.18			
西部地区	4,235	1,385	3.06	3,961	1,682	2.35			

資料：平成27年まで国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は9月30日現在の住民基本台帳（外国人を含む）

高齢化率（令和2年3月31日現在）は、北広島団地地区が46.5%で、5地区の中で最も高齢化が進行しています。また、全ての地区で、高齢化率は上昇傾向にあります。



資料：北広島市資料（各年3月31日現在）

(3) 要支援・要介護者の動向

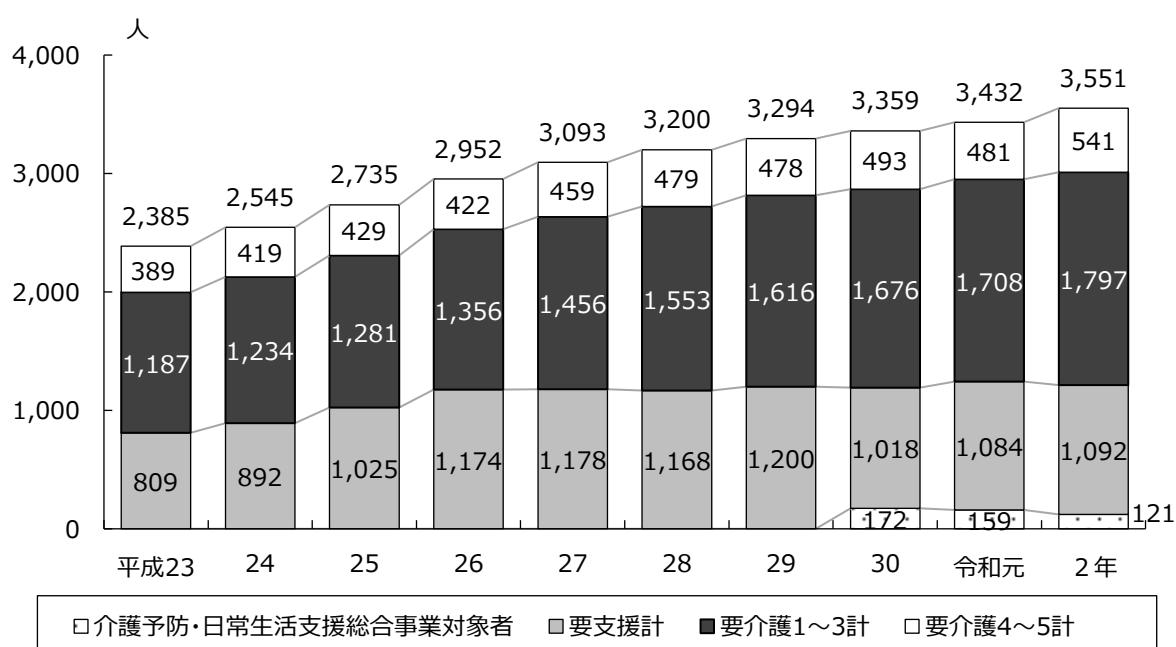
介護保険制度による要支援・要介護の認定を受けている人（令和2年3月31日現在）は、要支援者は1,092人、要介護者は2,338人、合計3,430人となっており、65歳以上の人の18.2%を占めています。5年前（平成27年3月31日現在）と比べると、要支援・要介護者計は337人増えており、高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護の人が確実に増加しています。

高齢者人口と要支援・要介護者の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
総人口	60,465	60,291	60,044	59,717	59,525	59,140	58,964	58,739	58,462	58,147	
40~64歳	22,500	22,370	22,140	21,828	21,450	21,076	20,873	20,561	20,346	20,224	
65~74歳	7,546	7,913	8,321	8,823	9,339	9,716	9,853	9,986	9,927	9,938	
75歳以上	5,868	6,146	6,440	6,747	7,045	7,365	7,788	8,147	8,542	8,899	
65歳以上人口	13,414	14,059	14,761	15,570	16,384	17,081	17,641	18,133	18,469	18,837	
高齢化率(65歳以上)	22.2%	23.3%	24.6%	26.1%	27.5%	28.9%	29.9%	30.9%	31.6%	32.4%	
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
介護予防・日常生活支援総合事業対象者数								172	159	121	
軽	要支援1	615	673	792	919	867	819	822	667	744	743
	要支援2	194	219	233	255	311	349	378	351	340	349
	要支援計	809	892	1,025	1,174	1,178	1,168	1,200	1,018	1,084	1,092
	(構成比)	33.9%	35.0%	37.5%	39.8%	38.1%	36.5%	36.4%	31.9%	33.1%	31.8%
中	要介護1	563	643	677	717	780	859	858	909	884	947
	要介護2	362	333	362	377	394	397	416	439	483	477
	要介護3	262	258	242	262	282	297	342	328	341	373
	要介護1~3計	1,187	1,234	1,281	1,356	1,456	1,553	1,616	1,676	1,708	1,797
	(構成比)	49.8%	48.5%	46.8%	45.9%	47.1%	48.5%	49.1%	52.6%	52.2%	52.4%
重	要介護4	166	171	185	191	224	240	246	256	255	275
	要介護5	223	248	244	231	235	239	232	237	226	266
	要介護4~5計	389	419	429	422	459	479	478	493	481	541
	(構成比)	16.3%	16.5%	15.7%	14.3%	14.8%	15.0%	14.5%	15.5%	14.7%	15.8%
	要介護計	1,576	1,653	1,710	1,778	1,915	2,032	2,094	2,169	2,189	2,338
	要支援・要介護合計	2,385	2,545	2,735	2,952	3,093	3,200	3,294	3,187	3,273	3,430
	65歳以上に占める割合	17.8%	18.1%	18.5%	19.0%	18.9%	18.7%	18.7%	17.6%	17.7%	18.2%
	要支援・要介護合計+介護予防・日常生活支援総合事業対象者数	2,385	2,545	2,735	2,952	3,093	3,200	3,294	3,359	3,432	3,551

資料：北広島市保健福祉統計（各年3月31日現在）

要支援・要介護者等の推移

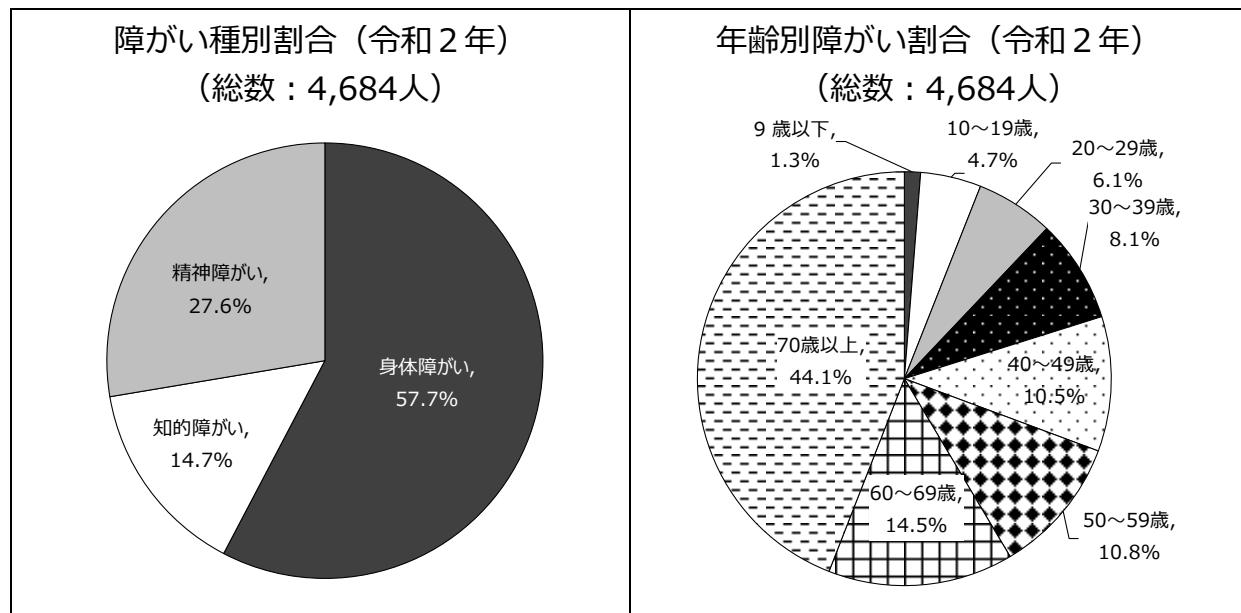


資料：北広島市保健福祉統計（各年3月31日現在）

(4) 障がい者の動向

障がい者（令和2年4月1日現在）は、身体（身体障がい者手帳の交付者）が2,702人、知的（療育手帳の交付者）が687人、精神（精神障がいによる通院および入院患者等）が1,295人、合計4,684人で総人口の8.1%を占めています。

年齢別では、70歳以上が2,064人（全障がい者の44.1%）で、障がい者の高齢化の傾向がみられます。



資料：身体・知的障がいは令和2年4月1日／北広島市調べ、精神障がいは令和2年4月1日／北海道調べ、総人口は「住民基本台帳」（令和2年3月末）

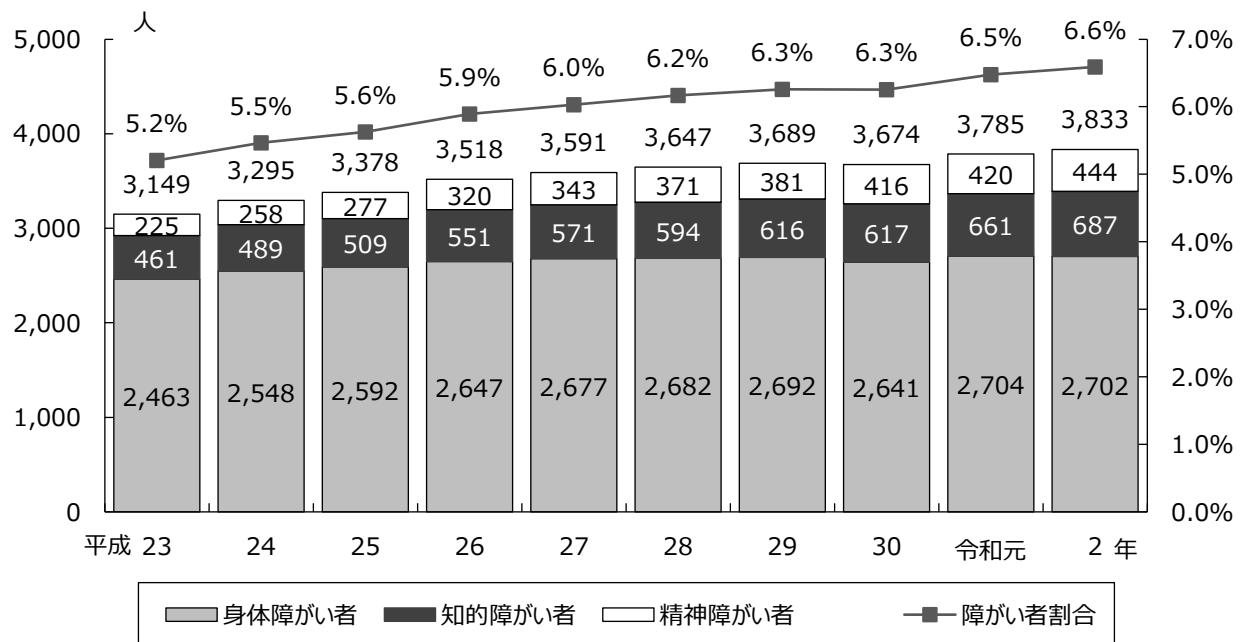
注：数値について、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までを表記しており、百分率の合計が100%にならないところがあります

北広島市の障がい者の人数（令和2年）

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計 A	総人口 B	比率 A/B
9歳以下	9	44	6	59	3,900	1.5%
10～19歳	28	147	47	222	5,655	3.9%
20～29歳	33	128	124	285	4,329	6.6%
30～39歳	57	120	201	378	5,202	7.3%
40～49歳	116	110	267	493	8,436	5.8%
50～59歳	203	61	241	505	7,767	6.5%
60～69歳	473	46	159	678	8,891	7.6%
70歳以上	1,783	31	250	2,064	13,967	14.8%
合計	2,702	687	1,295	4,684	58,147	8.1%
構成比	57.7%	14.7%	27.6%	100.0%		

注：精神障がいは、精神障がい手帳交付者に加え、精神障がいによる通院および入院患者等を含んでいます

手帳交付者数の推移



資料：身体・療育・精神障がい者保健福祉手帳：北広島市調べ(各年4月1日)、総人口は住民基本台帳（各年3月末日）

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳交付者数の推移

年	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	5年増減 (R2-H27)	R2/H27
総人口	60,465	60,291	60,044	59,717	59,525	59,140	58,964	58,739	58,462	58,147	-1,378	97.7%
身体障がい者	2,463	2,548	2,592	2,647	2,677	2,682	2,692	2,641	2,704	2,702	25	100.9%
知的障がい者	461	489	509	551	571	594	616	617	661	687	116	120.3%
精神障がい者	225	258	277	320	343	371	381	416	420	444	101	129.4%
手帳交付者数	3,149	3,295	3,378	3,518	3,591	3,647	3,689	3,674	3,785	3,833	242	106.7%
障がい者割合	5.2%	5.5%	5.6%	5.9%	6.0%	6.2%	6.3%	6.3%	6.5%	6.6%		

資料：身体・療育・精神障がい者保健福祉手帳：北広島市調べ(各年4月1日)、総人口は住民基本台帳（各年3月末日）

(5) 生活保護受給者の動向

生活保護の受給者は、令和元年度の平均受給者数が586人となっており、5年前（平成26年度）と比較すると92人減っており、ここ3年間は600人を下回っています。

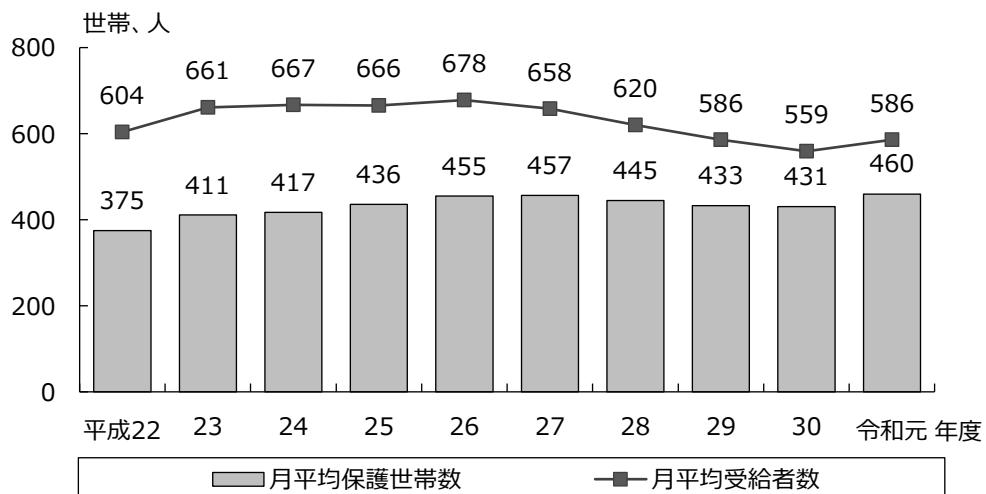
また、受給世帯は、令和元年度の平均世帯数が460世帯となっており、5年前（平成26年度）と比較すると5世帯増えています。

生活保護の状況

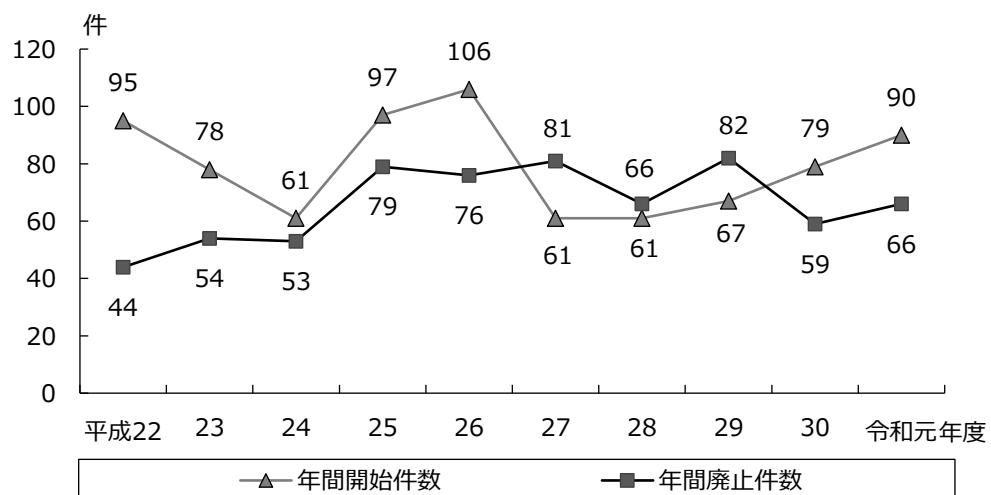
年度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
年間開始件数	95	78	61	97	106	61	61	67	79	90
年間廃止件数	44	54	53	79	76	81	66	82	59	66
月平均保護世帯数	375	411	417	436	455	457	445	433	431	460
月平均受給者数	604	661	667	666	678	658	620	586	559	586
月平均保護率	1.00%	1.09%	1.11%	1.11%	1.14%	1.02%	1.05%	9.90%	9.50%	1.00%

資料：北広島市保健福祉統計

保護世帯数・保護受給者数の推移



生活保護に関する開始・廃止件数の推移



(6) 市民活動の状況

地域では、町内会・自治会、社会福祉協議会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体などさまざまな市民や団体が高齢者などの要援護者に対する支援活動を行っています。

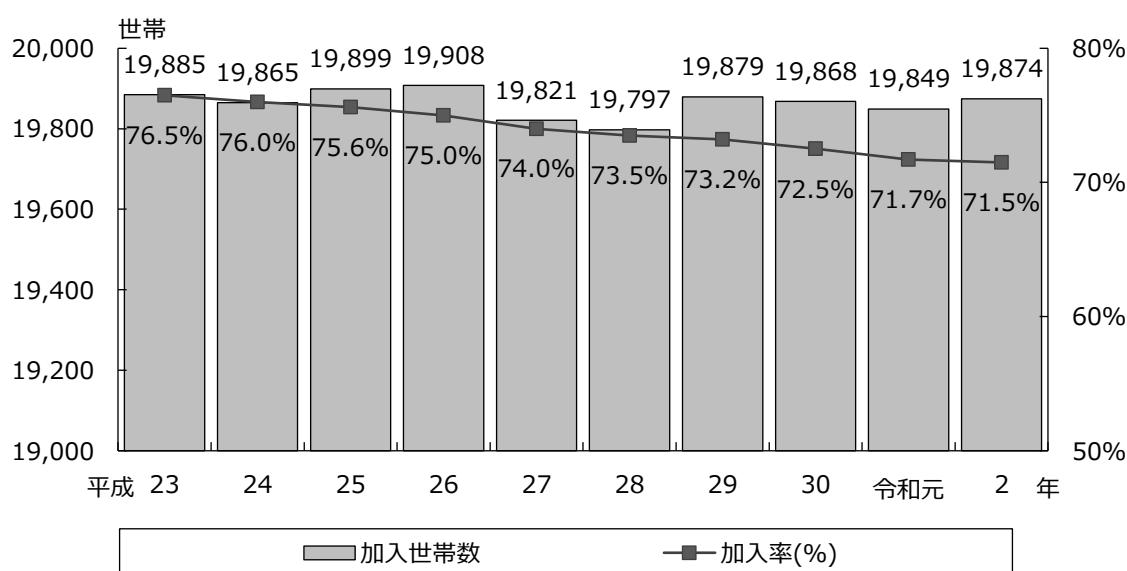
特に、地域で増え続ける在宅福祉ニーズや多様化する生活課題に対応したNPOの活動が顕著となり、行政や民間事業者との連携による相乗効果も期待されています。

一方、町内会・自治会の活動状況は、組織率の低下や高齢化等による活動の低迷が課題となっている地区もあります。

また、本市ではボランティア活動が活発で、社会福祉協議会には、登録ボランティア団体が13団体、ボランティア活動協力校も18校あり、個人での活動も含めて1,450人の市民がボランティア活動保険に加入し、さまざまな分野で活動しています（令和2年9月現在）。

しかし、高齢化が進展するなか、新たなボランティアの確保が課題となっています。

町内会・自治会加入世帯の推移



資料：北広島市資料（各年4月1日）

2 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

地域福祉計画の見直しに際し、地域福祉に関する実態、意識等や関心のある施策について、市民の考えを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

② 調査の方法

調査の対象者は、18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人です。

配付・回収は郵送とし、調査票は、健康づくり計画の調査票と同時に配付しました。

調査期間は令和2年7月10日（発送）から7月27日（投函期限）としました。

③ 回収状況

- ・配付数 = 1,000人
- ・回収数 = 424人（回収率 = 42.4%）

※グラフ中の（N = 424）等の表記は、その属性の回答者数のことです。また、以下の文中に「前回」とあるのは、平成26年に前計画策定のために実施したアンケート調査のことです。

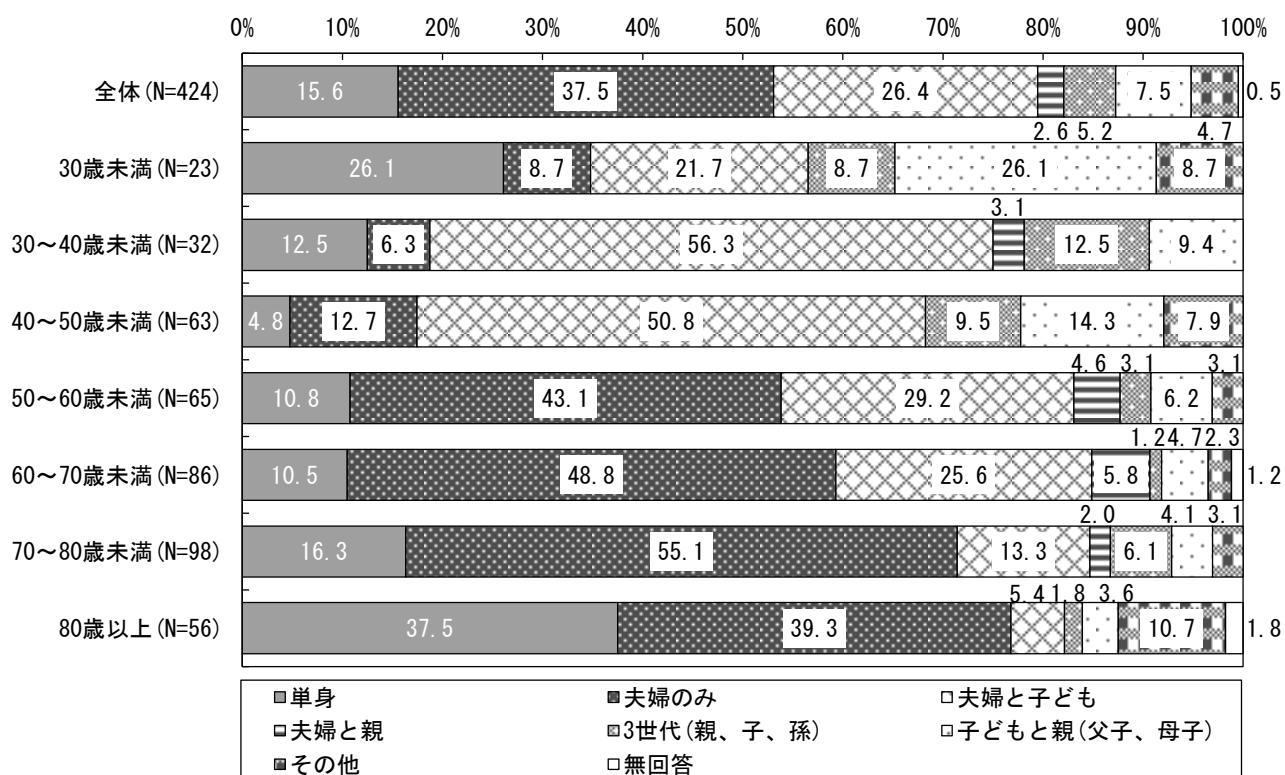
(2) 回答者の属性

地域には、さまざまな年齢の人、戸建て住宅や借家に住む人、単身世帯や夫婦のみの世帯、夫婦と子、ひとり親と子の世帯、世帯主と親、三世代（世帯主と子と親）など、さまざまな住民や家族が住んでいます。

最も多い家族構成は「夫婦のみ」で37.5%、次いで「夫婦と子」が26.4%です。この2つの家族構成が全体の約6割を占めています。

年代別にみると、30歳未満では「単身」世帯および「子と親」世帯がそれぞれ26.1%と最も多く、30～50歳代では「夫婦と子」世帯が最も多くなっており、特に30歳代では、56.3%を占めます。60歳代以上になると「夫婦のみ」世帯が最も多く、半数近くを占めるようになり、年齢が高齢になるほど徐々に「夫婦のみ」世帯が増加していますが、80歳以上では「単身」世帯が増加して37.5%を占め、「夫婦のみ」世帯とほぼ同程度となっています。

回答者家族構成別（年齢別）



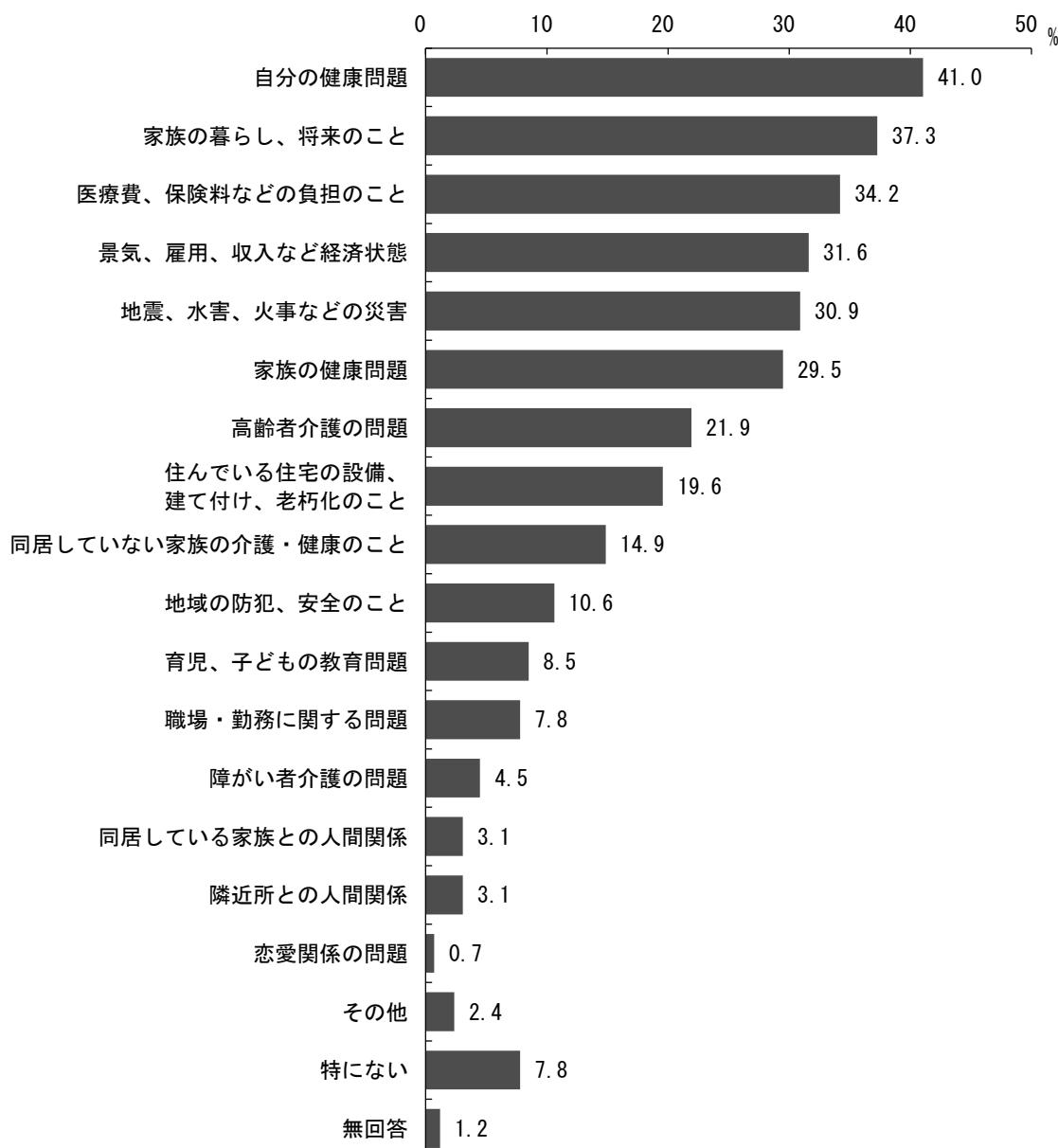
(3) 生活状況について

【日頃の悩み、苦労、不安・不満】

住民の話題や悩みは多様です。健康問題が最も多くのものの、将来のことや経済的な関心ごと、災害や防犯への関心、高齢者や障がい者の介護問題も多く出されています。

特に、災害については前回（13.0%）よりも上昇しており、多発する地震、水害、火事等への対策をしっかりしていくことが喫緊の課題といえます。

日頃の悩み、苦労、不安・不満（複数回答、N=424）

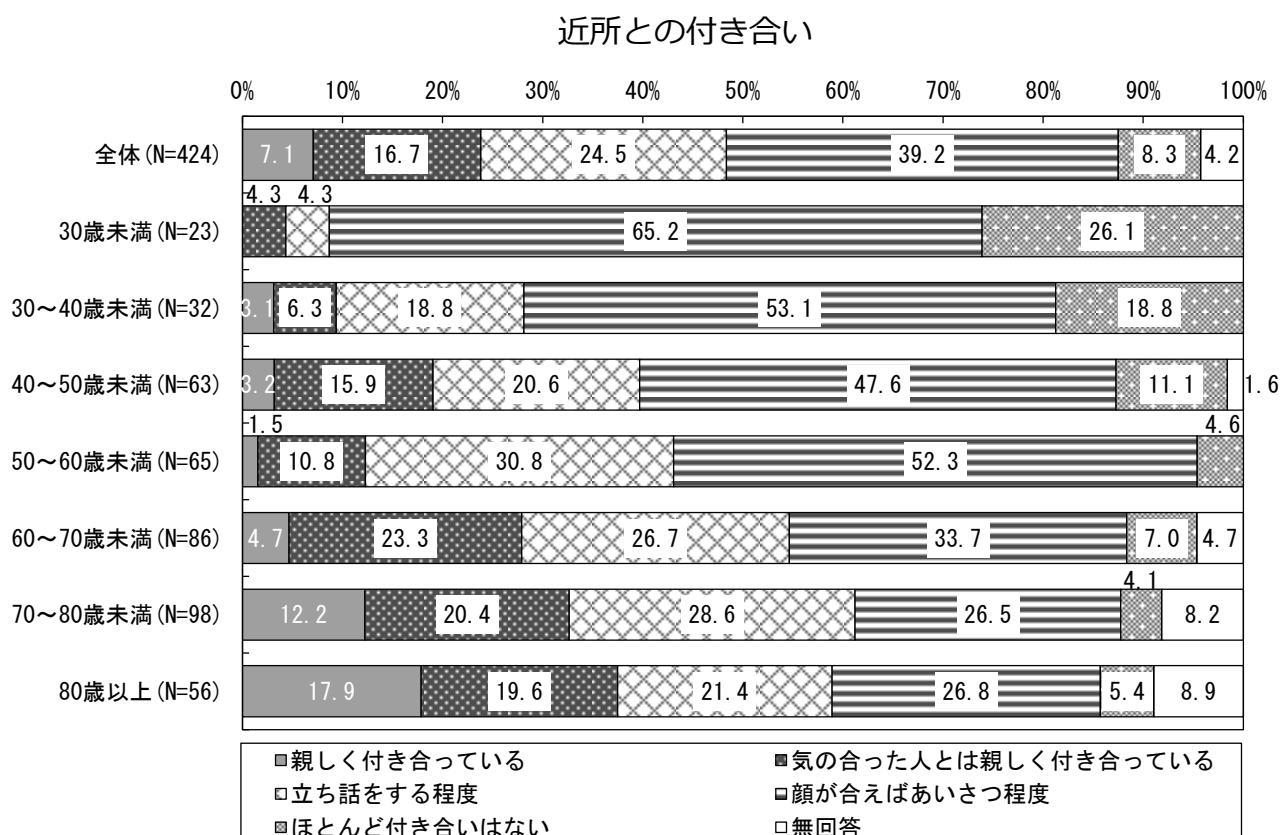


【近所との付き合い程度】

地域で、「親しく付き合っている」は7.1%、「気の合った人とは親しく付き合っている」は16.7%、「立ち話をする程度」は24.5%、「顔が合えばあいさつ程度」は39.2%となっており、これらを合わせると、地域で面識をもっている人は、87.5%になります。

「親しく付き合っている」、「気の合った人とは親しく付き合っている」、「立ち話をする程度」は若い世代ほど少なく、年齢が高齢になるほど増加しています。

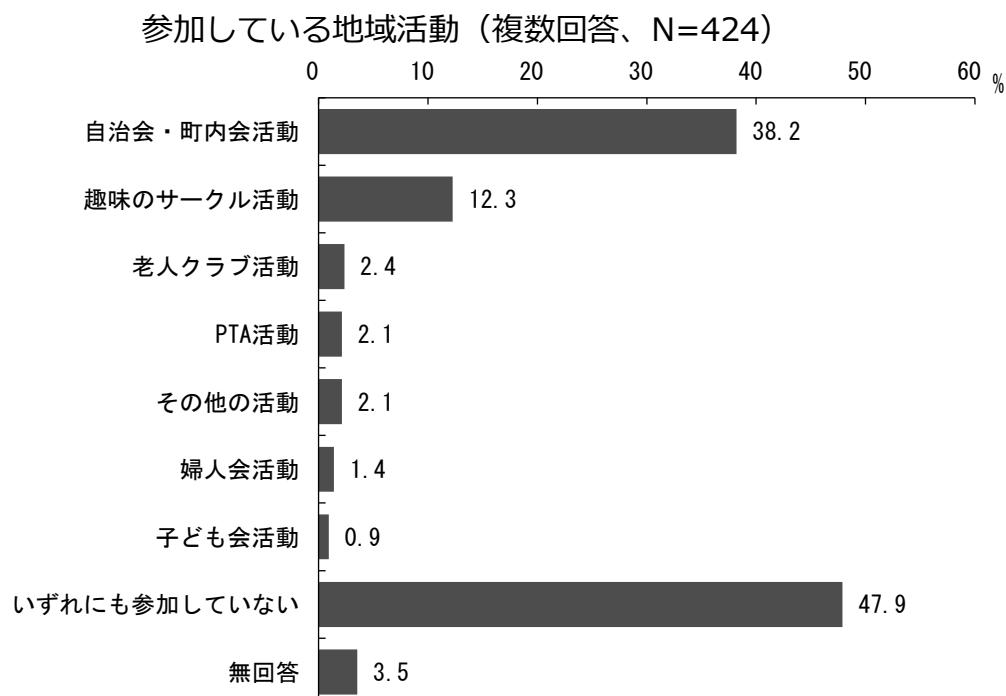
一方、「顔が合えばあいさつ程度」、「ほとんど付き合いはない」は若い世代ほど多く、年齢が高齢になるほど減少しています。



(4) 地域活動について

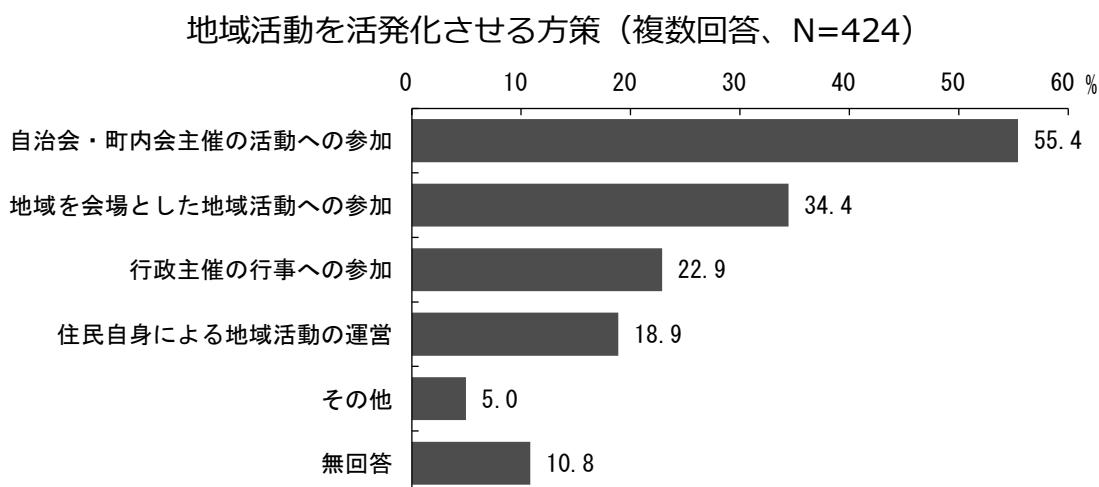
【参加している地域活動】

「自治会・町内会活動」には38.2%の人が参加しており、そのほかにも「趣味のサークル活動」が12.3%、「老人クラブ活動」が2.4%、「PTA活動」が2.1%、「婦人会活動」が1.4%、「子ども会活動」が0.9%など、住民は多くの分野の活動に参加しています。一方、「いずれにも参加していない」と答えた人は47.9%います。



【地域活動を活発化させる方策】

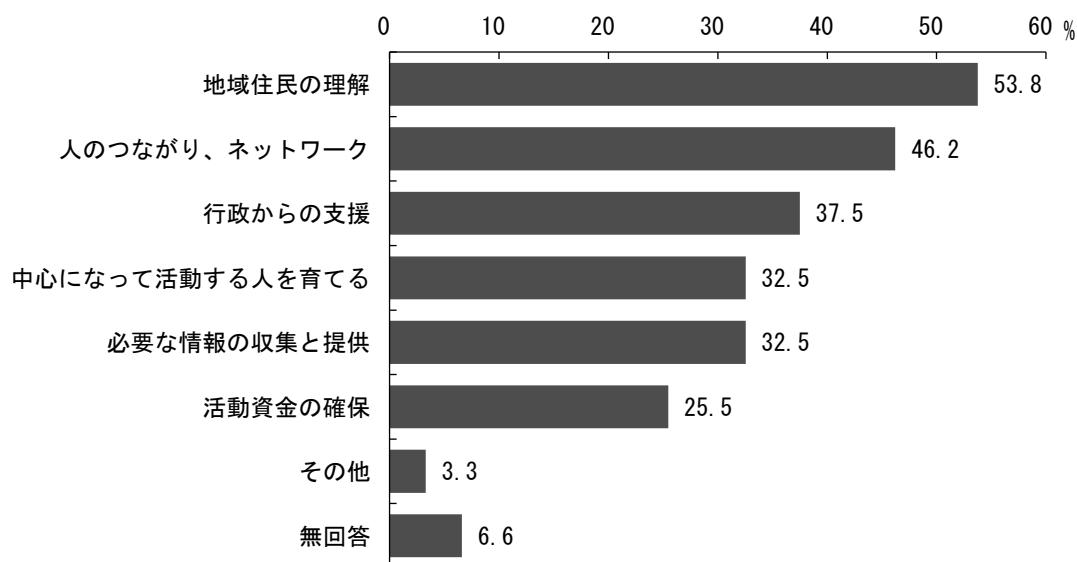
「自治会・町内会主催の活動への参加」が55.4%、「地域を会場とした地域活動への参加」が34.4%などとなっています。確実にできること、普段やっていることを、負担なく地域の活動として地域で実行することが想定されています。



【地域活動を推進するために必要なこと】

「地域住民の理解」が53.8%、「人とのつながり、ネットワーク」が46.2%などであり、地域住民同士の理解やつながりが重要という結果になっています。

地域活動を進める上で必要なこと（複数回答、N=424）



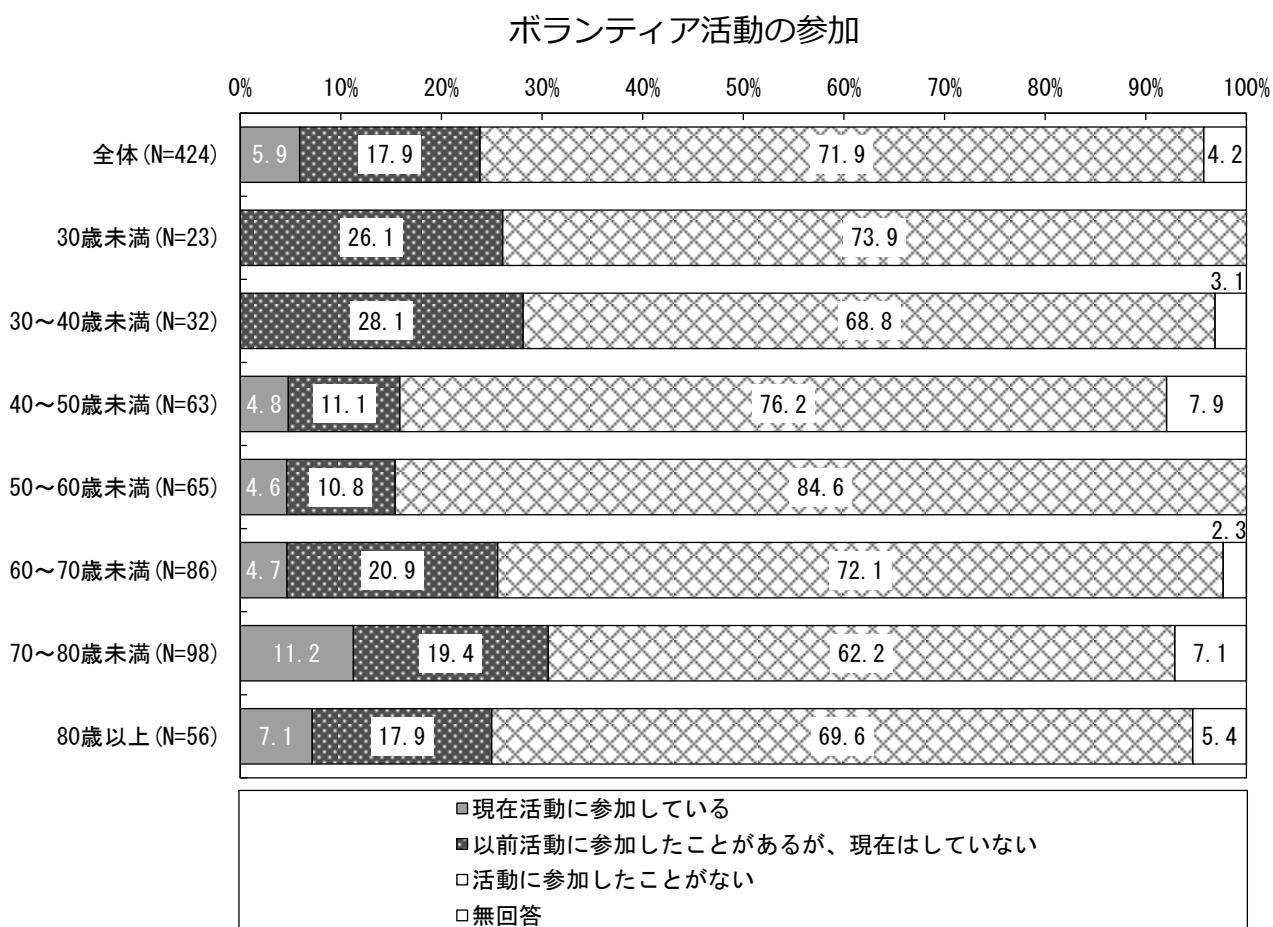
(5) ボランティア活動について

【ボランティア活動の参加】

全体では「参加したことがない」が71.9%と最も多く、次いで「以前参加」が17.9%、「現在参加」が5.9%の順になっています。

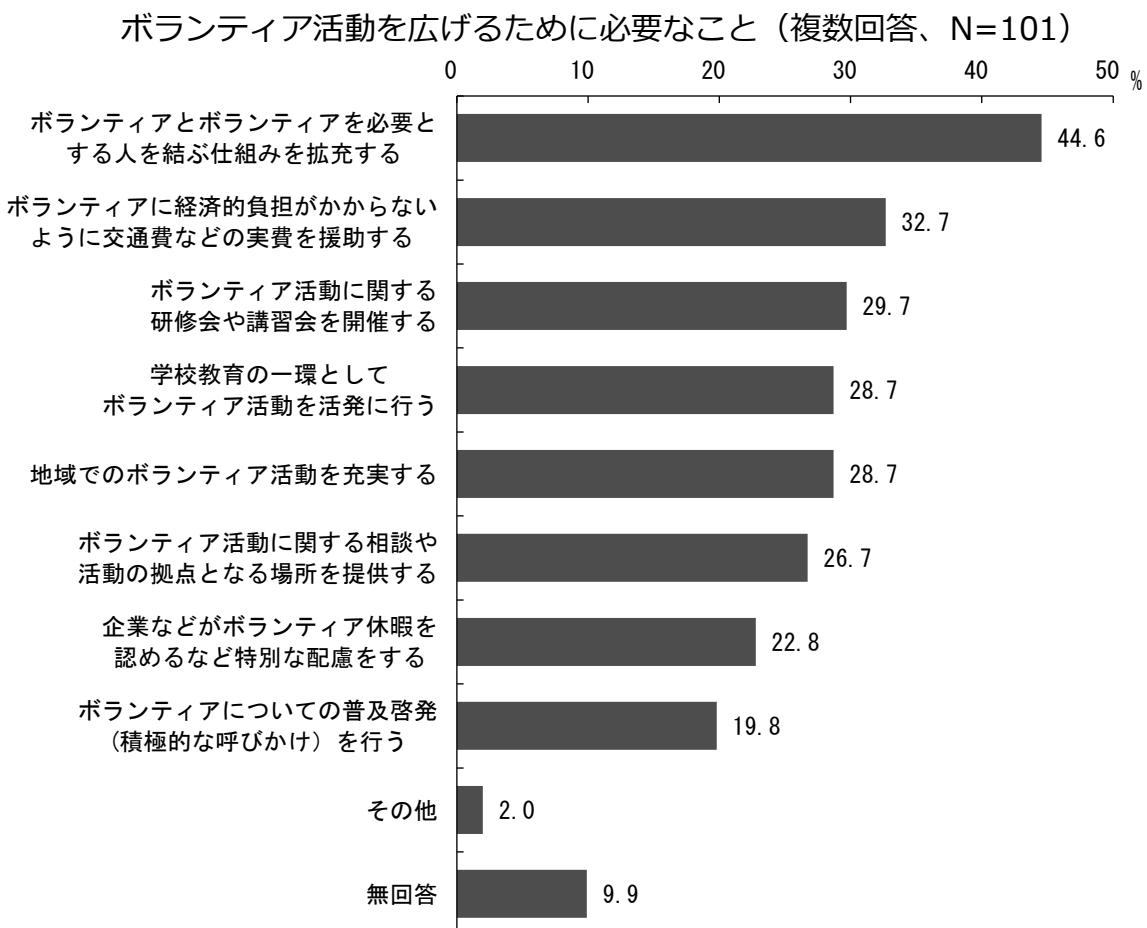
「40歳未満」では「現在参加」が0%に対し、「以前参加」と答えた人は全体より多くなっています。

「現在参加」は「70～80歳未満」で11.2%、「80歳以上」で7.1%となっており、全体より多くなっています。



【ボランティア活動を広げるために必要なこと】

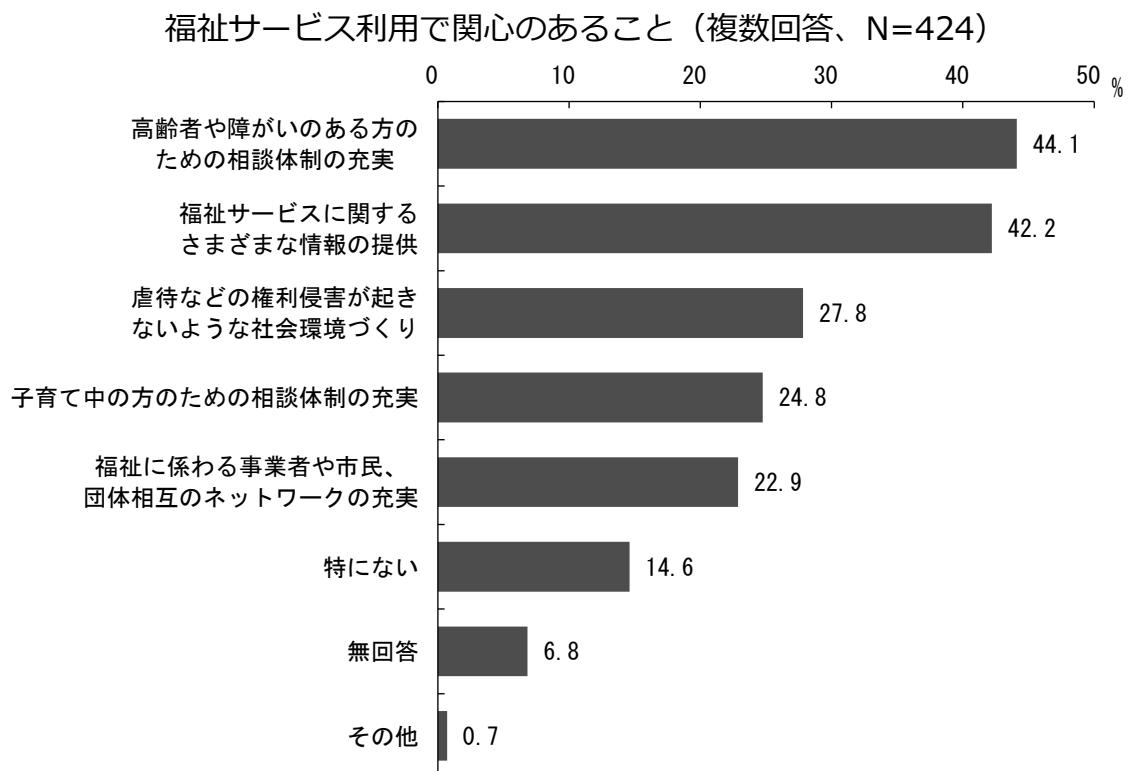
「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」が44.6%と最も多く、次いで「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費等の実費を援助する」が32.7%となっています。



(6) 地域福祉に対する考え方について

【福祉サービスについて】

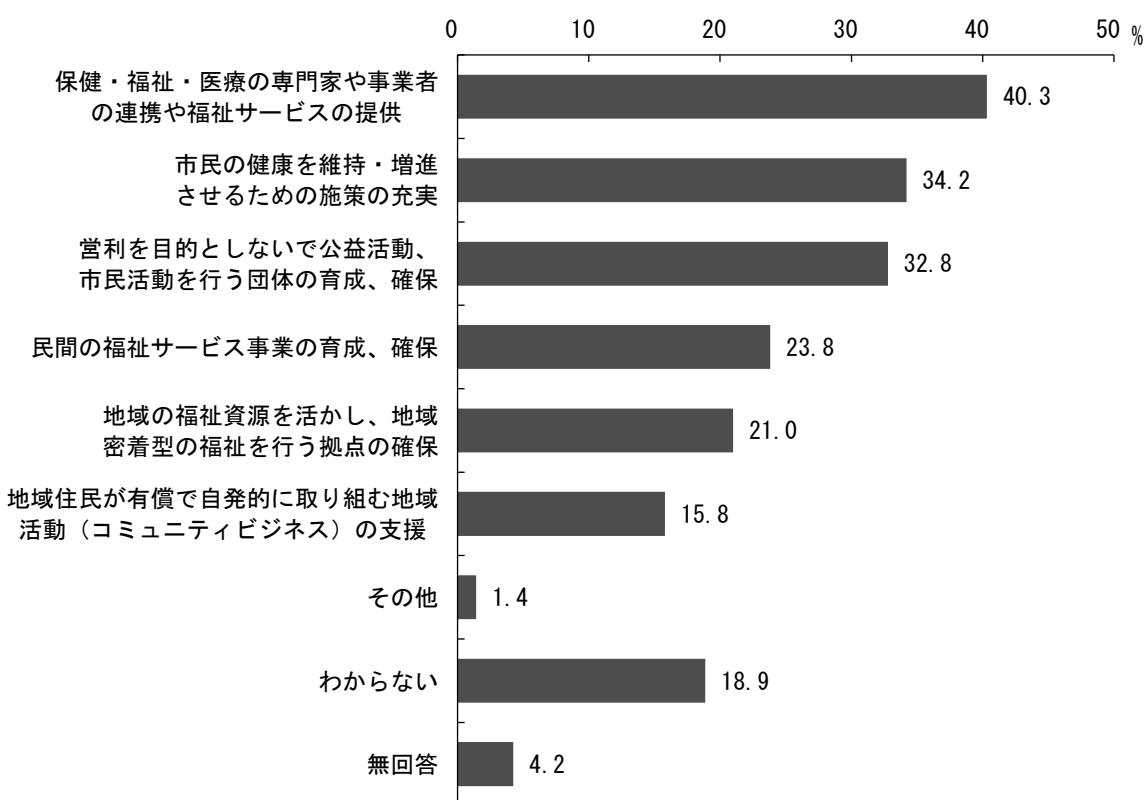
福祉サービス利用で関心の高いことは、「高齢者や障がいのある人のための相談体制の充実」が44.1%、「福祉サービスに関するさまざまな情報の提供」が42.2%などとなっています。



【福祉活動の充実のために必要なこと】

「保健・福祉・医療の専門家や事業者の連携やサービスの提供」が40.3%と最も多く、次いで「市民の健康維持・増進させるための施策の充実」が34.2%、「営利を目的としないで公益活動、市民活動を行う団体の育成、確保」が32.8%、「民間の福祉サービス事業の育成、確保」が23.8%、「地域の福祉資源を活かし、地域密着型の福祉を行う拠点の確保」が21.0%となっています。

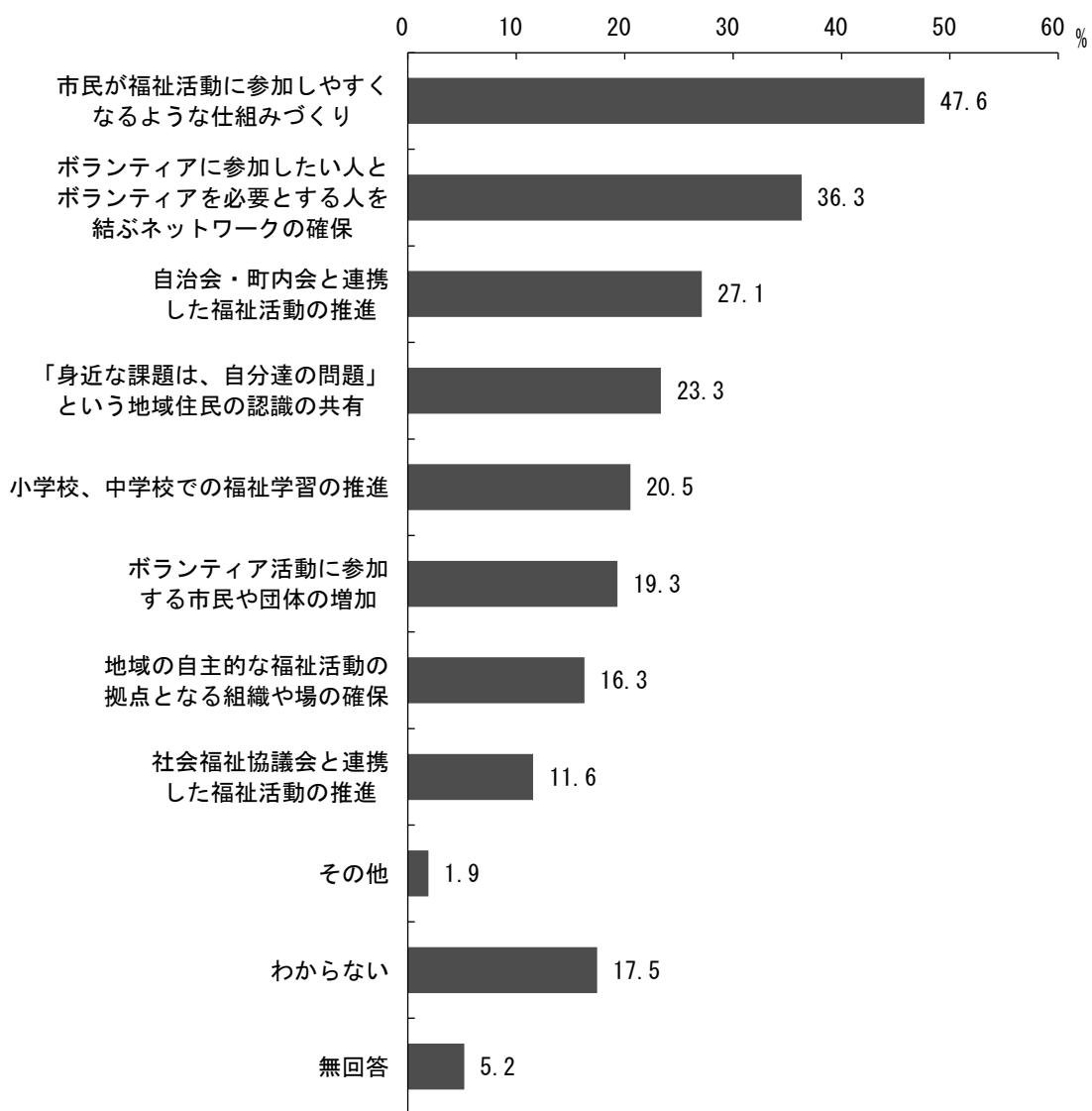
福祉サービス充実のために必要なこと（複数回答、N=424）



【地域福祉活動への市民参加を促進するために必要なこと】

「市民が福祉活動に参加しやすくなるような仕組みづくり」が47.6%、「ボランティアに参加したい人とボランティアを必要とする人を結ぶネットワークの確保」が36.3%となっており、ボランティアに参加しやすい体制づくりが重要視されています。

地域福祉活動への市民参加を促進するために必要なこと（複数回答）

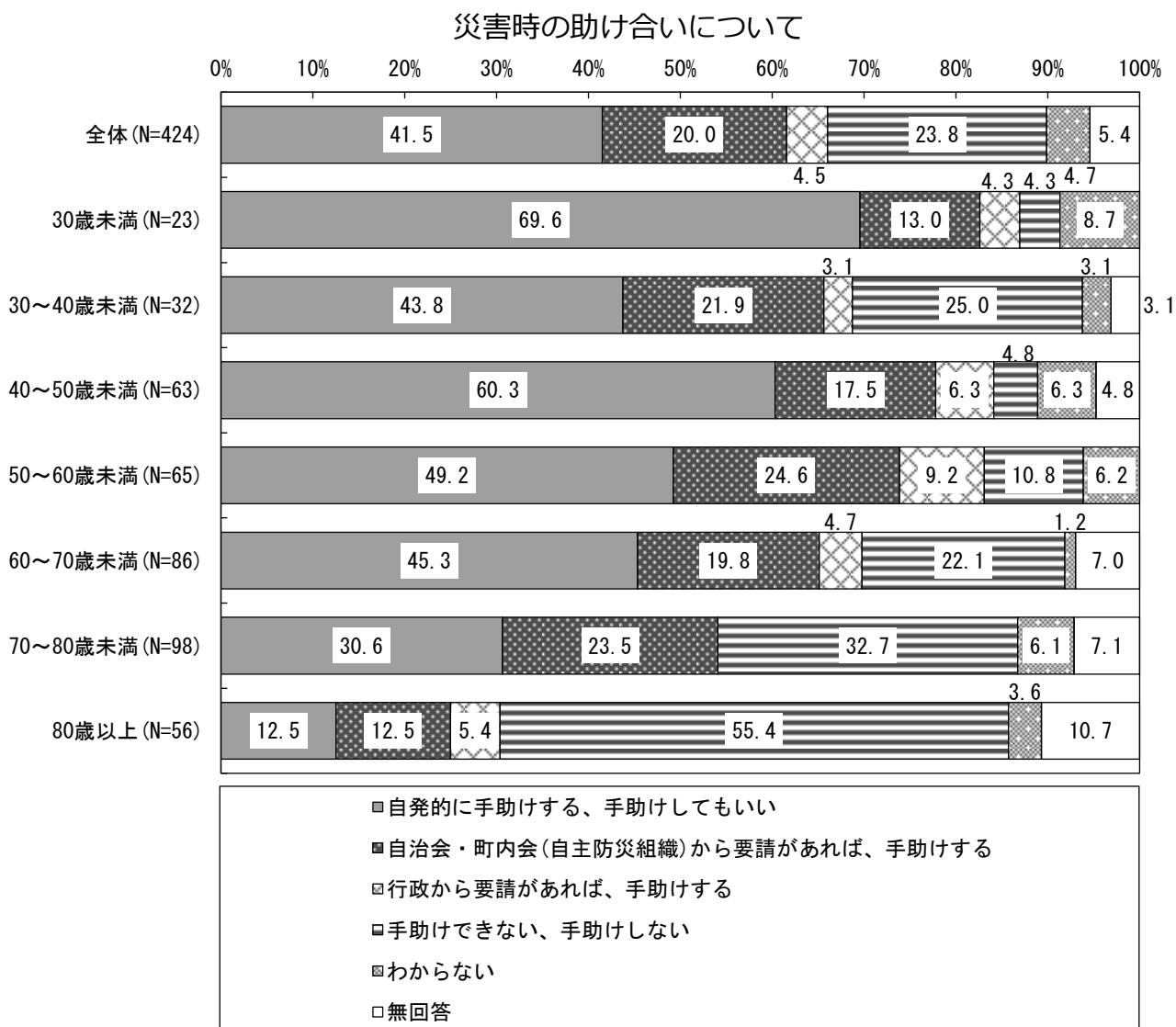


(7) 災害時の助け合いについて

【災害時の助け合いについて】

「自発的に手助けする、手助けしてもいい」が41.5%、「自治会・町内会（自主防災組織）から要請があれば、手助けする」が20.0%、「行政から要請があれば、手助けする」が4.5%となっています。

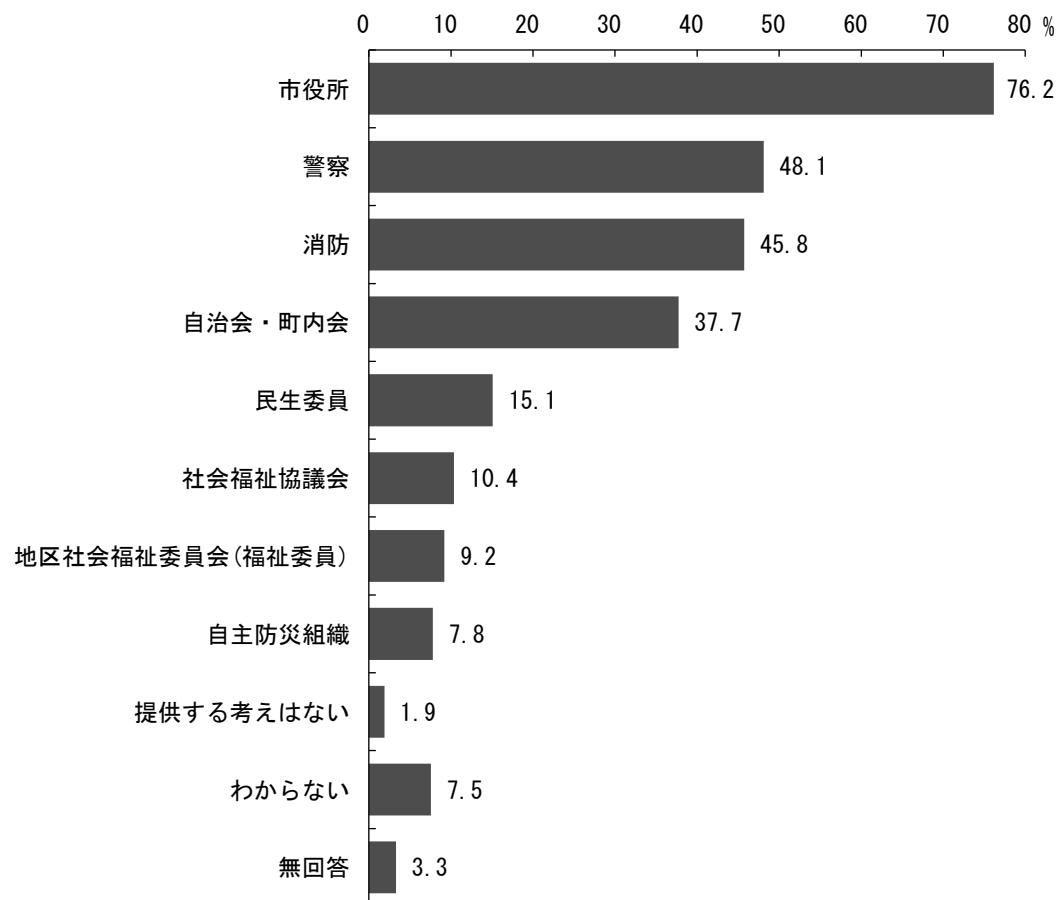
また、「手助けできない、手助けしない」と答えた人は23.8%、「わからない」と答えた人は4.7%となっています。



【避難支援のために情報を提供できる相手】

「市役所」が76.2%、「警察」が48.1%、「消防」が45.8%、「自治会・町内会」が37.7%、「民生委員」が15.1%の順でした。

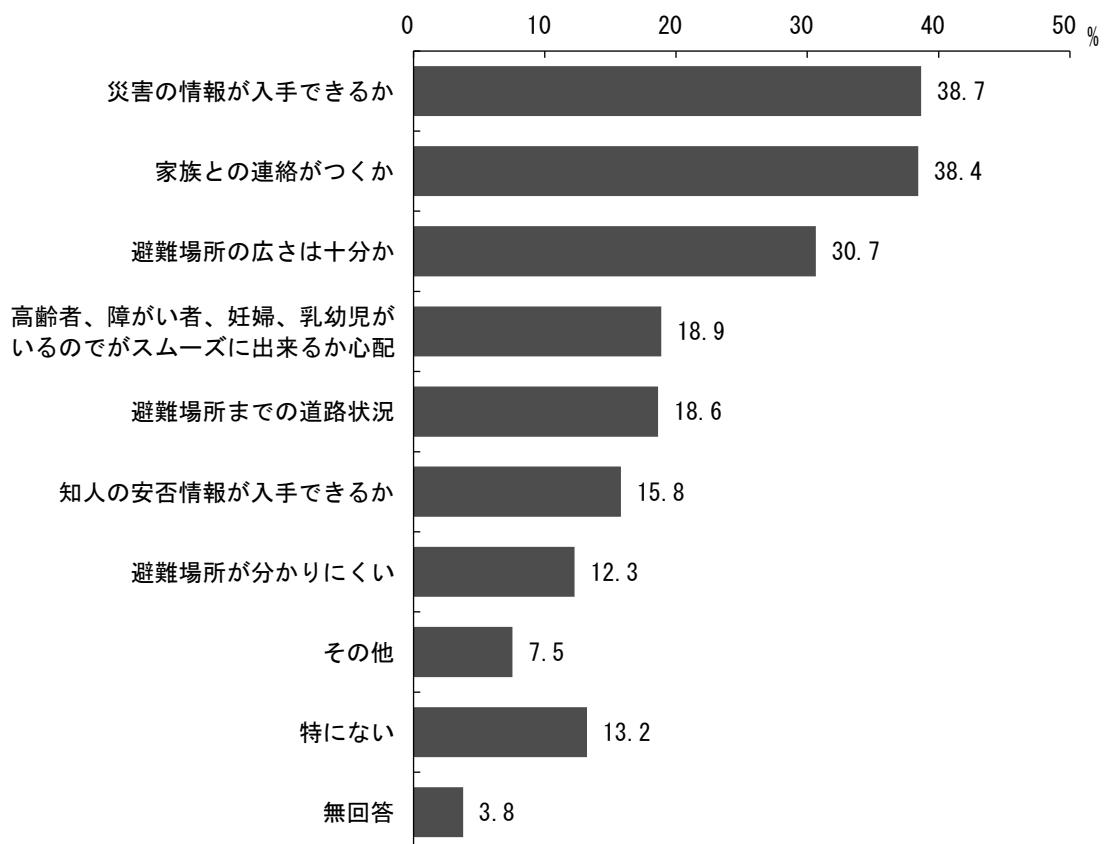
避難支援のために情報を提供できる相手（複数回答、N=424）



【災害時の避難に際しての不安について】

「災害の情報が入手できるか」が最も多く38.7%、次いで「家族との連絡がつかか」が38.4%、「避難場所の広さは十分か」が30.7%となっており、災害時において、だれしもが先の見えにくい不安な状況のなか、いかに正確な情報を早く届ける体制を作るかということが重要になっています。

災害時の避難に際しての不安（複数回答、N=424）



3 地域福祉の課題と計画の方向性

（1）前計画の評価と課題、今後の方針

前計画の評価や課題としては、次のとおりとしました。

① 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供（基本目標1）

基本施策1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実

基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進

施策2－1 福祉情報の提供体制の整備

施策2－2 社会資源ネットワークの整備

施策2－3 権利擁護体制の確立

施策2－4 高齢者等の孤立死を防止する体制整備

高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実を図り体制の整備をしてきました。

高齢者については、4か所の高齢者支援センター（地域包括支援センター）、障がい者については、相談支援事業所（生活支援・就労支援）に専門職の配置をして相談を実施しています。

子育てについては、育児相談を地域子育て支援センターや2つの保育園に設置されている子育て支援センター、児童虐待やDV等の相談を家庭児童相談員が対応しています。

子どもサポートセンターについては、臨床心理士を配置し、全小中学校と連携を図りながら、学校生活、家庭生活等の相談を実施しています。

「きたひろすくすくネット」（子育て世代包括ケアシステム）、子育て支援を担当する地域子育て支援センター「あいあい」と母子保健を担当する健康推進課（保健指導担当）が連携し、妊娠期から就学前幼児までの子育て期の不安を軽減し、安心して子育てできるよう切れ目なく支援をしています。

社会情勢の変化により地域において妊産婦やその家族の方を支える力が弱くなっています。妊娠期から出産、子育て期にある世代に不安や負担が増えています。妊娠期から出産、子育て期の方が安心して生活ができるよう、関係機関の連携強化、制度の周知を図り、支援体制の充実が求められています。

生活困窮者については、社会福祉法人に委託して生活困窮者自立相談事業を実施しています。

いずれの相談窓口でも、相談件数は増加傾向にあり、今後、相談支援のさらなる充実や、関係機関・専門職の連携強化が求められます。

福祉情報の提供体制については、広報紙、ホームページに情報を掲載し、「子育てガイドブック」、「保育所ガイド」、「ともに暮らしていくために（障がい者サービスガイド）」、「高齢者サービスガイド」などのガイドブックや「健康カレンダー」により、制度の周知を図っています。

また、市広報紙・議会広報紙では、障がい者に配慮し、点字広報や声の広報も発行しています。

情報提供にさまざまの方法を利用することと併せて、情報バリアフリーの推進が求められています。

社会福祉協議会や地区社会福祉委員会を中心に、地域福祉推進事業等、町内会・自治会、民生委員児童委員等と協力して、地域での見守り活動、講演会、まつりを通じ、連携が図られてきています。

また、社会福祉協議会では、令和2年度から第1層協議体¹の運営や地区社会福祉委員の活動支援を行っています。

今後も、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉を支え、さまざまなサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携が必要です。

高齢による判断力の衰えや障がいのため判断力が不十分な人たちが、地域で安心して生活できるように日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）、平成28年度に開設した成年後見センターを設置して成年後見制度の総合相談、手続き支援等を行っています。

認知症の高齢者や障がい者、子どもの虐待、DVなどの権利侵害に対しては、高齢者支援センターや家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等の相談窓口が中心となって解決に取り組んでいます。

引き続き、地域で福祉サービスを必要とする人が権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう支援が必要です。今後も、高齢化の進展や障がい者の地域移行など、成年後見制度の対象者が増加していくことが見込まれるため、関係団体との連携強化や相談体制の充実が求められます。

¹ 多様な団体や人が参画し、情報共有・連携強化を行う「話し合いの場」のことです。 第1層協議体では市内全域、第2層協議体では日常生活圏域を対象エリアとしています。

② 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために（基本目標2）

基本施策3 多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成

基本施策4 保健、福祉、医療との垣根のない連携

高齢者実態調査の実施や民生委員児童委員などと連携を図り、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見に努めてきました。

社会変化に伴い住民ニーズも多様化していることから、今後とも的確な把握に努める必要があります。

高齢者や障がい者を対象とした福祉サービスの委託を通じて、NPOとの連携・協力・支援、民間企業の福祉事業の参入により社会資源の拡大が図られてきました。

引き続き、地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉の担い手となるNPOや民間企業の活動支援を行い、社会資源を拡大していくことが必要です。

保健、福祉、医療の連携により多様なサービスが効果的に提供されるよう、高齢者や障がい者の相談窓口に保健師や社会福祉士など専門職を配置し、相談業務等に対応しました。

今後とも、サービスの効果的な提供を図るため連携が必要です。

③ 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進（基本目標3）

基本施策5 市民参加を促し、さまざまな地域活動を支援する体制の充実

施策5－1 ボランティアが活動できる環境づくり

施策5－2 ボランティア活動の担い手育成

基本施策6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり

施策6－1 地域活動の連携強化

施策6－2 活動の場の提供と意識啓発

ボランティアの人材の発掘・育成を行うため、社会福祉協議会のボランティアセンターは、ボランティアセンター研修等の実施、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつける事業を実施しています。

また、児童生徒の総合学習での福祉学習を通して、福祉やボランティアに対する意識啓発等を行ってきました。

今後とも、ボランティア活動への市民参加の促進が必要です。ボランティアセンターへの取組の支援として、ボランティアセンターおよび各種事業への助成を実施していきます。

NPOへの市民参加の促進に向けては、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、セミナーの開催等を実施してきました。

また、NPOの活動を充実させるため、個人市民税の寄付金税額控除の対象となるNPO法人を指定するための条例を平成26年に施行しています。

地域福祉活動の要としての役割を担っている社会福祉協議会が策定している地域福祉実践計画を推進するため、支援を行ってきました。今後とも、地域活動の強化に向け社会福祉協議会との連携を図る必要があります。

町内会・自治会や地区社会福祉委員会とは、身近な地域課題解決のためのパートナーとして、連携して取り組んできました。町内会・自治会単位で組織されている自主防災組織へ避難行動要支援者名簿の提供を行い、連携を図りました。

地域福祉の現場で、共助を進める母体である町内会・自治会などとの連携が地域課題を解決するうえで不可欠であることから、今後とも、地域活動の強化に向けた連携が必要です。

より多くの市民が地域福祉活動に参加できるよう、地区住民センター等の備品更新、住民集会所の備品整備や補修整備に対する補助を実施することにより、地域活動拠点の整備を図りました。引き続き、活動の拠点整備に努める必要があります。

地域での身近な課題を地域住民が自ら解決すべき問題として捉えてもらえるよう、広報紙やホームページ、出前講座等を利用してPRに努めてきました。今後も、より多くの市民が地域活動に参加してもらうための意識啓発が必要です。

④ その他の地域福祉の発展に向けて（基本目標4）

基本施策7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進

施策7-1 福祉活動と連携した地域活動の推進

施策7-2 他の福祉計画との連携

基本施策8 地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり

基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化

民生委員児童委員との連携については、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っており、毎月開催される役員会で情報交換を実施しています。地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見に活用してもらうため、市から民生委員児童委員へ65歳以上の名簿、避難行動要支援者名簿等を提供しました。住民ニーズが多様化するなか、今後とも連携を深める必要があります。

大学との連携については、地域の活性化や人材の育成等を目的に、平成25年4月に市と星槎道都大学が締結した包括連携協定を基に、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受け入れなどを通じて連携を図ってきましたが、今後とも、地域活動の推進に向け連携を深める必要があります。

地域福祉計画の策定時に、高齢者、障がい者、子育てを支援する各計画と連携しており、その後は毎年、計画の進行管理を行っています。平成30年の社会福祉法の改正により地域福祉計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の上位計画と位置づけられました。保健福祉に関するさまざまな課題に対し統一的に取り組むべき事項、制度の狭間への対応などを地域福祉計画に掲載して全ての市民が安心して生活できる福祉の実現が必要です。

計画の進行管理のため、保健福祉計画検討委員会を開催し、委員の任期を3年間とし、計画策定から進行管理まで一体のものとしました。

今後は、進行する人口減少の影響をより考慮しながら計画策定や進行管理を行うとともに、引き続き、市民参加を図ることが求められます。

公共施設の建替えや小中学校の大規模改修に合わせたバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインの採用等を行っています。

地域で高齢者、障がい者、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族が安心して暮らすためには、今後とも、公共施設や公共空間はもとより、民間施設においてもバリアフリーで整備されていることが重要です。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断の一部を助成する木造住宅耐震診断事業を実施しています。地震や雪害に配慮した住宅整備が必要です。

⑤ 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり（基本目標5）

基本施策10 災害時に支援が必要な人の支援体制構築、普及啓発

施策10—1 避難行動要支援者情報の把握と情報の集約、維持管理

施策10—2 避難行動要支援者情報の共有と情報更新

施策10—3 災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担

災害対策基本法に基づき、高齢者、障がい者、妊産婦などのうち災害発生時の避難等に支援を必要とする方の「生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる」避難行動要支援者名簿を平成28年に作成し、対象者の状況を把握するため定期的に更新を行っています。

災害時に誰が支援し、どこの避難所等へ避難させるかなど、支援が必要な一人ひとりについて定める計画である個別計画を作成するため、避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供することおよび個別計画を策定することについての避難行動要支援者への同意確認をしています。

避難行動要支援者名簿を提供することに同意した方の名簿については、自治会・町内会、民生委員児童委員などの避難支援等関係者と、個人情報の適正管理についての協定を締結し情報提供をしています。

避難行動要支援者の情報については、災害時の支援の輪を広げていくために、多くの自治会・町内会などの避難支援等関係者と名簿の共有を図る必要があります。また情報の把握、集約に努めるとともに、名簿の提供にあたっては、引き続き、目的以外には使用されることがないよう、適切な情報の管理が必要です。

避難行動要支援者のうち、一般の避難所における生活が困難で配慮が必要な人の避難生活のため、災害発生時には福祉施設等を利用して、特別な配慮がなされた福祉避難所を福祉施設や医療施設との連携を図りながら整備をしていくことが必要です。

(2) アンケート等から導かれる課題

① 社会動向

市の現状から、次の5点を課題としました。

- ① 人口の減少
- ② 高齢者の増加、高齢者のみの世帯および高齢者の単身世帯の増加
- ③ 要支援・要介護者等の増加
- ④ 障がい者の増加
- ⑤ 上記に伴う地域での支え合い等の必要性の高まり

② アンケート調査から導かれる課題（市民アンケート調査）

「地域福祉計画に係るアンケート調査」の結果、市民から次のような期待や要望が寄せられています。

- ① 市民の地域での受け皿づくり、地域活動への参加促進が期待される
- ② 地域活動に関心を持つてもらう機会が必要
- ③ ボランティア活動への参加意欲を行動につなげる仕組みづくりが必要
- ④ 必要とされるサービスや制度の情報が、正確に把握できる体制が必要
- ⑤ 地域活動に関する的確な情報発信が必要
- ⑥ 地域に見える、地域ニーズに応じた活動展開が必要
- ⑦ 災害時の避難においては、正確な情報と役割分担が必要

第3章 地域福祉の推進

1 基本理念・基本目標

本計画は、本市の総合計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども、健康などの個別計画と整合性を図りながら、以下の基本理念を定め、計画を推進していきます。

(1) 基本理念

本計画では、市民や企業など自らが地域の福祉に関する課題に気づき、協働を図りながら問題解決していく“地域力”を育て、広げることで住みよい地域社会をつくっていくことを基本理念としました。

今後、人口減少や高齢化が進展していくなかでは、より一層“地域力”を高めることが重要となります。

本計画においても、以下を基本理念として、地域福祉を推進します。

みんなで高める “地域力”
みんなでつくろう住みよいまち

※地域力

地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域のさまざまな構成員が、自らその問題の所在に気づき（関心を持ち、認識する）、主体的にまた、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

(2) 基本目標

基本理念を支える具体的な柱として、3つの基本目標を定めます。

基本目標は、地域福祉施策の理念を具体的に示す目標であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現をめざします。

<基本目標1> 地域で支える仕組みづくり

- 本人や家族だけでは生活に制限のある高齢者や障がい者、子ども、また、家庭で介護や子育てをしている家族などを、地域で見守り、孤立するがないよう手を差しのべたり、地域の防犯・防災や除排雪などの日常生活についても、地域自らが地域の安全を確保できるよう、「地域で暮らすことができるつながりのある地域福祉」をめざします。
- また、地域における課題は多様化・複雑化している状況にあります。さまざまな課題を抱える方へ、住民と行政、関係機関などと包括的に連携協力をを行い重層的な支援体制を整備していきます。

<基本目標2> 地域で活躍する人づくり

- 高齢者、障がい者、子育て世帯、子ども等の安全が確保され、地域住民だれもが安心・安全な生活を営めるよう、社会福祉協議会を中心に、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、地域住民、学校との連携により、市民が主体的に関わり、「市民が主役となった地域福祉の推進」をめざします。
- 地域住民に関わるさまざまな問題を受け止め、住みよいまちづくりを図るために、行政、地域活動団体、ボランティアなどの非営利組織活動がその専門性や役割を生かすとともに、地域情報の共有と有効な連携による公共・民間・NPOなどの機能的な役割の分担と連携により地域福祉力の向上を図り、地域に住む人だれにとっても安心できる地域福祉を推進します。

<基本目標3> 地域福祉を推進するまちづくり

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての人が地域社会の一員として尊重され、住み慣れたまちで安心して暮らしていくように、お互いが支え合い、ともに生きる力＝“地域力”を育て、高めあう福祉のまちづくりをめざします。

2 施策体系

基本目標	基本施策	施策
Ⅰ 地域で支える仕組みづくり	1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実	1 総合相談体制の充実
	2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進	2-1 福祉情報の提供体制の整備
		2-2 社会資源ネットワークの整備
		2-3 権利擁護の推進
Ⅱ 地域で活躍する人づくり	3 保健、福祉、医療との垣根のない連携	2-4 生活困窮者への支援
		2-5 犯罪をした者等の社会復帰支援
		3 保健、福祉、医療との垣根のない連携
	4 福祉の担い手の確保	4-1 多様性を増している民間活動の発掘、支援育成
		4-2 福祉人材の確保・育成
Ⅲ まちづくりを准進する	5 地域活動を支援する体制の充実	4-3 地域福祉を推進する担い手育成
		5 ボランティアが活動できる環境づくり
	6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり	6-1 地域活動の連携強化
		6-2 活動の場の提供と意識啓発
	7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進	7 福祉活動と連携した地域活動の推進
	8 地域で安心して暮らせる環境づくり	8 バリアフリーのまちづくり
	9 地域福祉についてのさらなる連携強化	9 地域福祉についてのさらなる連携強化
	10 災害時に支援が必要な人の支援体制の充実	10-1 避難行動要支援者名簿の整備と情報共有 10-2 災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担

＜基本目標1＞地域で支える仕組みづくり

基本施策1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実

施策1 総合相談体制の充実

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

そのため、高齢者については、高齢者支援センター（地域包括支援センター）を4か所に設置し、地域の特性や相談内容の多様化等に応じた機能強化を図ってきました。

障がい者については、相談支援事業所（生活支援・就労支援）に専門職員を配置し、相談体制を強化してきました。

子育て支援については、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、常設の「地域子育て支援センター」を設置しているほか、2つの保育園に設置されている子育て支援センターで育児相談等を実施しています。また、家庭児童相談員（母子・父子自立支援員を兼務）は、増員を図るなどして、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）などの相談に応じています。

子どもサポートセンターについては、臨床心理士の配置や全小中学校での相談など、相談体制の充実を図ってきました。

子育て世代包括支援センターは、令和元年7月より「きたひろすくすくネット」（子育て世代包括ケアシステム）として事業を開始しました。「きたひろすくすくネット」は、子育て支援を担当する地域子育て支援センター「あいあい」と母子保健を担当する健康推進課（保健指導担当）が連携し、妊娠期から就学前幼児までの子育て期の不安を軽減し、安心して子育てできるよう切れ目なく支援することをめざしています。

日常生活における心配ごと相談に対応する窓口として、社会福祉協議会が心配ごと相談所を開設して広く市民からの相談を受けています。

また、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化するため、自立相談支援事業所を設置しました。

引き続き、地域のさまざまな問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者、障がい者、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 高齢者支援センター	<p>総合相談、介護予防、日常生活支援の推進による高齢者への支援の充実を図ります。</p> <p>高齢者への支援充実に向けて、職員の適切な配置を進め、他機関との連携を強化します。</p>
② 障がい者相談支援事業所	<p>相談支援事業所（生活支援・就労支援）による障がい者への支援の充実を図ります。</p> <p>また、障がい福祉サービス利用者へのサービス等利用計画作成を推進します。</p>
③ 地域子育て支援センター	<p>育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援等、地域の総合的な子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、子どもおよび保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して情報提供や相談支援を行います。</p>
④ 「きたひろすくすくネット」 (子育て世代包括ケアシステム)	<p>子育て世代を妊娠期から子育て期（就学前幼児）まで切れ目なくサポートする総合相談窓口を設置します。妊娠期と子育て期にそれぞれのプランを作成し、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。</p> <p>また、他機関とも連携し、子育て支援の充実を図ります。</p>
⑤ 家庭児童相談員、 母子・父子自立支援員	児童虐待やDV等の相談支援の充実を図ります。
⑥ 子どもサポートセンター	学校などとの連携を含め、学校生活の悩みなど多岐にわたる相談支援を実施します。
⑦ 心配ごと相談所	日常生活における心配ごと相談に対応するため、相談員を配置して、市民が安心して暮らせるよう相談支援を行います。
⑧ 生活困窮者自立相談支援事業所	福祉関係機関等と連携を図り、さまざまな理由により生活が困窮して、その状況を脱せない方への相談体制の充実を図ります。

基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進

施策2－1 福祉情報の提供体制の整備

福祉サービスを利用する人が自分にあったサービスを選択するためには、さまざまな情報を得ることが必要です。

そのため、広報紙やホームページ、各種ガイドブック等による情報提供や町内会・自治会等との連携による各種事業の呼びかけなどを行ってきましたが、今後とも、各種制度改正に合わせたタイムリーな情報提供や福祉に関する周知活動等が必要です。

また、情報のバリアフリー化をめざし、ホームページのバリアフリー化、点字広報や声の広報を発行していますが、視覚障がい者のための音声コード付きの行政情報の提供等、さらなる充実が必要です。

そのため引き続き、だれもが安心してサービスが利用できるよう、福祉情報の提供体制の充実を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
福祉情報の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none">① 市の広報紙での情報提供や啓発活動に努めます。② 市のホームページでの情報提供や啓発活動に努めます。③ 各種ガイドブックの作成と情報提供に努めます。④ ホームページのバリアフリー化、点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供等、情報バリアフリーの推進に努めます。⑤ 町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPOとの連携と情報共有を図ります。

施策2－2 社会資源ネットワークの整備

社会福祉協議会を中心に、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員等と協力して、地域での見守り活動や敬老会、まつりをはじめとした、小地域福祉活動を通じた連携強化の取組が展開されています。

また、介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問する事業者のネットワークを活用した安否確認も行ってきました。

しかしながら、少子化、世帯の小規模化が進む中での高齢者、障がい者などの増加は、地域における新たな生活課題も生み出してきており、これまでの家庭内の助け合いから地域全体での支え合いとなる重層的な支援体制の整備が求められています。

そのため、ともに生きるための支え合いの大切さについて市民一人ひとりが認識を深めてもらうとともに、地域でのネットワークづくりや資源の開発が必要となります。

引き続き、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉を支え、さまざまなサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
社会資源ネットワークの整備	<p>① 社会福祉協議会を中心に、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、NPO、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークの連携を強化することで、地域生活に密着した課題への対応や支援の充実を図ります。</p> <p>② 地域活動を支援する人材の育成について検討します。</p> <p>③ 介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問する事業者のネットワークを活用して安否の確認を行います。</p> <p>④ 支援を必要とする高齢者などを把握するため、関係機関と連携して情報収集に努めます。</p>

施策2－3 権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断力の不十分な人たちが、住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、平成28年7月に開設した北広島市成年後見センターにおいて、相談支援、利用支援、市民後見人の養成、普及啓発等を行うとともに、社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業や法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な権利擁護支援を行っています。

今後も地域住民がメリットを実感できる制度運用にむけ、成年後見制度利用促進体制の強化や更なる機能の充実を求められていることから、地域連携ネットワークを担う中核機関等の体制整備にむけて段階的・計画的に検討していきます。

また、認知症の高齢者や障がい者、子どもの虐待、DVなどの権利侵害に対しては、高齢者支援センターや家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、障がい者虐待防止センター等の相談窓口が中心となって解決に取り組んでいます。

しかし、依然として悪徳商法など高齢者が被害者となるケースや障がい者、子どもの虐待など悲惨な事件が後を絶ちません。

そのため引き続き、地域で福祉サービスを必要とする人が権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう関係機関等と連携しながら支援します。

主な施策・事業	施策・事業内容
権利擁護の推進	<p>① 成年後見センターにおいて相談支援・利用支援・市民後見人の養成、普及啓発等を行うとともに社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業や法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な権利擁護支援を行います。また、機能の充実に向けて地域連携ネットワークを担う中核機関等の体制整備にむけて段階的・計画的に検討していきます。</p> <p>② 高齢者支援センターにおいて高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行います。</p> <p>③ 支援充実に向けて、支援体制の充実や支援者のスキルアップを図ります。虐待については、緊急時に迅速かつ円滑に支援できる体制づくりを進めます。</p> <p>④ 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、子どもの権利相談員による子どもの虐待、DVの相談支援の充実を図ります。</p> <p>⑤ 障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待に関する相談支援を行います。</p>

施策2－4 生活困窮者への支援

生活困窮者が抱える問題は、就労、健康や家族関係といった多様で複合的なものが多く、「制度の狭間」に陥りがちです。このような方々を包括的に支援していくことが必要です。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への支援を強化するため、自立相談支援事業所を設置しました。また、平成30年には生活困窮者の一層の自立促進を図るため、改正生活困窮者自立支援法が公布されました。

今後も生活困窮者の自立に向け、関係機関との連携を深め、生活困窮者自立支援法に基づいた各種事業を行い、包括的で適切な支援を行います。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 自立相談支援事業	仕事や健康等さまざまな問題に対し、個々に応じた支援計画を作成し、必要なサービスの利用につなげ、自立に向け支援します。
② 住居確保給付金事業	離職や休業等により、住居を喪失したまたは喪失するおそれのある生活困窮者を対象に、就職活動等を条件に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給し、住居および就労機会の確保に向け支援します。
③ 就労準備支援事業	一般就労に向け課題を抱える生活困窮者に対し、計画的支援および訓練を行うことにより、就労意欲の喚起および就労に必要な基礎能力の形成を図り、一般就労に繋がるよう支援します。
④ 家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者の家計状況を明らかにし、助言や支援計画の作成を行い、家計管理能力を高め、自立促進を支援します。
⑤ 一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所、食事の提供を行い、自立に向け支援します。
⑥ 学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対し、学習の場の提供、学習支援および教育相談を実施し、学力向上を図るとともに、学習の支援等を通じて社会性や協調性等を育み、子どもの将来的な自立を図る一助となるよう支援します。
⑦ 子ども未来応援事業	就学援助、生活保護、児童扶養手当を受給している世帯で中学生の子どもの学習塾や習い事の費用を助成します。

施策2－5 犯罪をした者等の社会復帰支援

犯罪をした人々の再犯を防止するためには、社会復帰をするための支援と地域社会が受け入れる体制づくりが重要です。

犯罪をした者等の社会復帰支援には、支援が必要な人へ適切な制度、保健医療・福祉サービスを継続的に利用しながら、他者や地域との関わりの中で生きていく力を身につけていくことが必要です。誰もが安心して暮らすことができるまちづくりとして、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の構築を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 再犯防止に向けた取組の推進	<p>① 再犯を防止するために関係機関、団体等との協議を進め、就労や住居の確保、保護司や民間協力者の活動促進等の支援に取り組みます。</p> <p>② 市が設置する生活困窮者自立相談支援事業所において、犯罪をした者等を含め、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業の活用により自立を図ります。</p> <p>③ 「社会を明るくする運動強調月間」において、保護司と連携し、運動を周知する啓発活動を行う等、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。</p>
② 犯罪を未然に防止するための体制づくり	<p>① 小中学校および教育委員会にスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを配置し、さまざまな悩みを抱える児童生徒および保護者に対して適切に相談支援を行います。</p> <p>② 青少年健全育成への意識向上を図るため、社会を明るくする運動との一体的な啓発に取り組みます。</p> <p>③ 小中学校と連携を図りながら、非行防止の視点を取り入れた活動を行います。</p>

基本施策3 保健、福祉、医療との垣根のない連携

施策3 保健、福祉、医療との連携強化

保健、福祉、医療の連携により多様なサービスが効果的に提供されるよう、高齢者や障がい者の相談窓口に保健師や社会福祉士など専門職を配置し、相談業務等に対応してきました。高齢者分野の在宅医療介護連携推進協議会、障がい者分野の自立支援協議会の取組により、少しずつ横のつながりができつつあり、また、情報を共有するため、福祉サービス事業者との連携を深めることが必要です。

今後とも、保健、福祉、医療の専門家や関連する福祉機関との連携により、サービスの効果的な提供を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
保健、福祉、医療との連携強化	<p>① 相談窓口に保健、福祉、医療の専門職を配置します。</p> <p>② 保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図ります。</p>

＜基本目標2＞地域で活躍する人づくり

基本施策4 福祉の担い手の確保

施策4-1 民間活動の発掘、支援、育成

高齢者や障がい者が対象の福祉サービスを委託することなどによるNPOへの支援、移送サービスや福祉有償運送等を通した連携・協力を図るとともに、規制緩和による民間企業の福祉事業への参入により社会資源の拡大が図られてきました。

コミュニティビジネスについては、創業支援としてアドバイザーによる創業相談や経営相談とともに、創業に係る経費の一部を補助しています。

今後とも、地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉の担い手となるNPOや民間企業の活動を支援していきます。

主な施策・事業	施策・事業内容
NPOや民間との連携・協力・支援	<p>NPO活動は市内でも活発で、福祉サービスの担い手として不可欠の存在です。今後も、NPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進します。</p> <p>サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。</p> <p>地域での雇用の受け皿として期待され、また、地域へ貢献できる福祉分野を含むコミュニティビジネスを支援します。</p>

施策4－2 福祉人材の確保・育成

少子高齢化が進展する中で、福祉サービスに対する需要の増加や質の向上が求められており、福祉人材の育成・確保が重要な課題となっています。

質の高い充実したサービス提供のため、関係機関と緊密な連携を図りながら、福祉人材の育成・確保のための取組を進めています。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 福祉人材確保対策助成金	市内事業所、施設に新規に就労する方に対し、助成金を支給することにより、サービス提供体制の確保を図るとともに、市内への定住を促進するため、6か月就労継続者や市外からの転入者に対しては、助成金を加算します。
② 介護従事者・障がい福祉従事者・保育士等人材バンク	市内の介護施設・障がい福祉施設・保育所等で就労を希望する方を支援するため、人材バンクを設置しています。人材バンクに登録すると、施設が採用を希望したときに、施設から連絡がくる仕組みとなっています。今後も普及に向けた周知等に努めます。
③ 保育士就労支援金（きたひろ手当）	0～2歳児の保育需要は今後も増加する見込みであり、受入れ態勢を整えるための人材確保策として、市内の私立認可保育施設で働く保育士に対し、保育士就労支援金「きたひろ手当」を支給します。

施策4－3 地域福祉を推進する担い手育成

社会福祉協議会を中心として、ボランティアセンター研修等により人材の発掘に努めてきました。

また、児童生徒の総合学習での福祉学習、小中高生へのボランティア体験を通して、福祉やボランティアに対する意識啓発等を行ってきました。

今後とも、ボランティア活動の充実をめざし、幅広いボランティア活動の担い手育成を図るため支援が必要です。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 人材の発掘・育成	ボランティアセンター研修の開催等により、地域の人材の発掘・育成に努めます。
② 学校での福祉学習の促進	福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、社会福祉協議会が中核となり、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図ります。

基本施策5 地域活動を支援する体制の充実

施策5 ボランティアが活動できる環境づくり

社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、話し相手など、公的サービスでは対応できない部分について、ボランティア派遣による取組が行われたり、また、広報紙やホームページ、各種イベントへの参加等を通してボランティア情報の提供を行っています。

引き続き、社会福祉協議会が主体的な役割を果たしながら、市民の自発的な活動意欲を尊重して、地域の人材を発掘し生かしていくための仕組みづくりが必要です。

また、NPOへの市民参加に向けては、公益活動団体との協働指針に沿って、セミナーの開催等により促進を図っています。

NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きいことから、今後とも、市民参加の促進に努めています。

主な施策・事業	施策・事業内容
① ボランティアセンターの充実に向けた支援	社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつけを実施していますが、さらに、身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備等、市民が参加しやすい仕組みづくりに努めます。また、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供に努めます。そのため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図ります。
② NPO(非営利活動団体)への市民参加の促進	NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、NPOへの支援や啓発に努めます。

基本施策6 地域活動の活発化のための ネットワークと環境づくり

施策6－1 地域活動の連携強化

地域福祉活動の要としての役割を担っている社会福祉協議会に対する支援を行ってきました。今後とも、社会福祉協議会と連携を図りながら活動を支援することが必要です。

また、町内会・自治会とは、身近な地域課題解決のためのパートナーとして、市の附属機関への参加や出前講座の実施等を通し連携を図ってきました。

今後も、町内会・自治会などとの更なる連携による地域活動の強化が必要です。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 社会福祉協議会の体制強化と活動支援	社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築する等、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、引き続き活動に対する支援を行います。
② 町内会・自治会との連携	町内会・自治会は、地域の福祉、防犯・防災など、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待されます。そのため、地域福祉計画の理念の周知を行うとともに、地域福祉の推進を行うため連携を図ります。

施策6－2 活動の場の提供と意識啓発

地域活動の拠点として、地区集会所の改築・新築、学校跡施設等の整備を図ってきました。社会福祉法人が開設する共生型福祉施設（高齢者、障がい児・者、児童などが交流できる施設）の整備について支援を行ってきました。

また、地域での身近な課題を地域住民が自ら解決すべき問題として捉えてもらえるよう、広報紙やホームページ、出前講座等を利用してPRに努めています。

今後とも、地域で地域住民と共に市民活動、町内会・自治会活動を展開するためには、地域に活動の場やそのための意識啓発、情報交流の場が必要です。そのため、活動の場の提供と充実を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 地域活動拠点の提供	より多くの市民が地域活動に参加できるよう、コミュニティ施設や住民集会所等の活用を図ります。
② 地域福祉計画の理念と施策の意識啓発、広報活動	地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図ります。

<基本目標3> 地域福祉を推進するまちづくり

基本施策7 福祉サービス、社会資源と 結びついた地域活動の推進

施策7 福祉活動と連携した地域活動の推進

地域福祉活動を担うものとして、地域には民生委員児童委員がいます。また、北広島市には福祉を教育研究する大学があり、多くの大学関係者が地域福祉に関心を寄せています。これらの人材を今後も積極的に活用し、活動と連携することにより、地域の防犯対策等、地域活動の推進を図ります。

また、高齢者実態調査や各種計画策定時の実態調査等、機会を捉えながら住民ニーズの把握に努めてきました。

令和5年（2023年）に予定されるボールパーク開業に伴い、地域防災拠点の機能強化を図るとともに、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が活躍できる場の確保に向けた検討を進めています。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 民生委員児童委員との連携	民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っています。 そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会等を通じた資質向上に努めます。
② 大学との連携	大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に活かすため、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受け入れ等を通して、大学との連携を図ります。
③ 防犯対策など 地域活動の促進	高齢者や障がい者などが悪徳商法等の被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要です。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていきます。
④ 住民ニーズの把握	各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組みます。

基本施策8 地域で安心して暮らせる環境づくり

施策8 バリアフリーのまちづくり

地域で高齢者、障がい者、子どもや家庭で介護や子育てをしている家族が安心して暮らすためには、公共施設、公共空間がバリアフリーで整備されていることが重要です。

そのため、公共施設の建替えや小中学校の大規模改修に合わせたバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインの採用等を行っています。

今後も、北広島市福祉環境整備要綱等に基づき、バリアフリーのまちづくりを進めます。

だれもが安全に安心して利用できる住宅の確保が求められることから、木造住宅耐震診断事業を実施するなど、地震や雪害に配慮した住宅整備を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	北広島市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例等に基づき、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」を取り組んでいます。公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。
② 建築物の耐震化	耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図ります。

基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化

施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化

北広島市保健福祉計画検討委員会を設置し、計画策定から進行管理まで一体のものとして、市民や専門家などの委員から意見をいただいています。

引き続き、地域福祉活動が関連する福祉施策と連携し、確実な効果を上げて健全に発展していくためには、今後は少子高齢化の動向を見すえながら、計画策定段階からの透明性の確保や市民参加が重要です。特に平成20年以降、北広島市において人口が減少し続けているため、その影響を考慮した計画策定や点検、見直しを図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
地域福祉についてのさらなる連携強化	<p>① 今後の人口減少や少子高齢化社会の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図ります。</p> <p>② 市民参加による委員会での本計画策定と進行管理を行います。</p>

基本施策10 災害時に支援が必要な人の支援体制の充実

施策10－1 避難行動要支援者名簿の整備と情報共有

災害時の避難において支援が必要な高齢者、障がい者などの被災者を一人も見逃さないためには、日頃から避難行動要支援者情報の把握と、把握した情報の集約、適切な管理が必要です。

市では、災害対策基本法に基づき作成した避難行動要支援者名簿について、関係機関と連携を図り定期的に名簿の更新を行っています。

災害時の避難において支援が必要な方については、行政のみでは把握することが困難な情報もあることから、行政と地域で活動する町内会・自治会や社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等との連携により把握に努めます。

また、平常時から災害時に備えるため個人情報の管理に関する協定を関係機関と締結して、情報の共有化を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 情報の把握・集約・管理	<ul style="list-style-type: none">① 避難行動要支援者名簿の整備を行います。② 町内会・自治会や社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの避難行動要支援者情報の把握に努めます。③ 集約した避難行動要支援者情報については、災害支援の目的以外には使用されることがないよう、市と提供先で協定書を締結して適切な管理に努めます。
② 避難行動要支援者情報の共有と更新	<ul style="list-style-type: none">① 避難支援等関係者である町内会・自治会、民生委員児童委員等との避難行動要支援者情報の共有を行っていきます。② 避難支援等関係者へ平常時の提供ができるよう、避難行動要支援者から同意確認を行います。

施策10－2 災害時に支援が必要な人の見守りと 緊急対応に備えた役割分担

日常的な見守り活動、助け合い活動を推進するとともに、緊急時に備えた多様な機関との役割分担と連絡体制づくりが必要です。

そのため、町内会・自治会等に自主防災組織の設立を働きかけるとともに、町内会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による避難行動要支援者に対する日常的な見守り活動やマップづくり等の推進を図ります。

また、関係機関と協議を行い、災害時の役割分担と連絡体制づくりに努めます。

避難行動要支援者のうち、一般的な避難所における生活が困難で配慮が必要な人の避難生活のため、災害発生時には福祉施設等を利用して、特別な配慮がなされた福祉避難所の整備をします。

感染症対策については、日ごろから各福祉サービス事業者等と連携し、感染症対策についての周知啓発を図り、道や関係団体と連携した支援・応援体制の構築を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
避難行動要支援者の見守りと 緊急対応に備えた役割分担	<p>① 町内会・自治会、自主防災組織や社会福祉協議会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による避難行動要支援者に対する日常的な見守りを推進します。</p> <p>② 避難行動要支援者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図ります。</p> <p>③ 避難行動要支援者のうち、災害発生時に一般的な避難所における生活が困難で配慮が必要な人の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図りながら、特別な配慮がなされた福祉避難所の指定を進めるとともに物資・器材、人員確保等の体制を整備します。</p>

3 推進体制

（1）市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

① 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚し、自身が暮らす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。

また、地域の実情を最もよく知っている市民を中心となり、自らが地域の課題を抽出し、解決していくという、自らの地域のことは自らの地域が決めるという意識をもつことが必要です。

さらに、自治会へ加入するなど、地域福祉の担い手として、積極的な活動への参加が求められています。

町内会・自治会や民生委員児童委員は、「地域」を単位としながら、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉の担い手としての活動が期待されています。

ボランティアやNPOは、「課題分野」を切り口としながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

② 事業者の役割

福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業サービス内容の情報提供および公開、関係機関などとの連携強化を図ることが求められています。

関係機関や関係団体などとは相互に連携を図るとともに、市や社会福祉協議会とも連携し地域福祉活動を推進することや、地域の一員として地域貢献活動による福祉のまちづくりへの参加に努めることも期待されています。

③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられており、本計画と連携し策定する「第7期地域福祉実践計画」に基づき、事業やサービスを行います。

地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域へ出向き、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、市民や関係機関・団体と行政間の調整役を担うことが求められています。

④ 行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを的確に把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の連携・協働の場づくり、担い手や支援者の掘り起こし等に努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

さらに、市民が中心となり、市民自らが地域の課題を抽出し、解決していく取組に対して支援を推進します。

庁内の関係部署との分野を超えた連携をより一層強化し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築して、各施策を推進していきます。

(2) 計画の進行管理と評価

福祉、医療関係、ボランティア、学識経験者、公募による市民代表などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進捗状況を評価・検証し、市としての進行管理を行っていきます。

また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握する等、市民意識や活動実態の把握に努めています。

北広島市第5期地域福祉計画 【素案】

発行：北広島市

編集：北広島市保健福祉部

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

TEL 011-372-3311 / FAX 011-398-4312

<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>